

令和七年
二月
青森県議会第三百二十一回定例会会議録
第二号

令和七年三月三日（月）議事日程 第二日

午前十時三十分開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

第一、一般質問（三橋一三、高畑紀子、斉藤孝昭各議員）

午前十時三十分開議

出席議員 四十七名

議長 長丸井 裕

副議長 寺田達也

一番 丸井 裕

三番 井本 貴之

五番 小笠原 大佑

七番 大澤 祥宏

九番 大平 陽子

十一番 夏坂 修

十三番 吉田 ゆかり

十五番 成田 陽光

十七番 大崎 光明

二十番 小比類巻 正規

二十二番 高畑 紀子

二十四番 田端 深雪

二十六番 谷川 政人

二番 工藤 貴弘

四番 工藤 悠平

六番 夏堀 嘉一郎

八番 北向 由樹

十番 斉藤 孝昭

十二番 後藤 清安

十四番 大澤 敏彦

十六番 福士 直治

十八番 木明 和人

二十一番 菊池 勲

二十三番 鶴賀谷 貴

二十五番 吉俣 洋

二十七番 花田 栄介

二十八番 齊藤 爾

三十番 蛭沢 正勝

三十二番 工藤 慎康

三十四番 櫛引 ユキ子

三十六番 川村 悟

三十八番 山谷 清文

四十番 三橋 一三

四十二番 森内 之保留

四十四番 阿部 広悦

四十六番 田名部 定男

四十八番 鹿内 博

欠席議員 一名

十九番 和田 寛司

出席事務局職員

局長 田中道郎

議事課長 角田正人

総括主幹 長尾美貴子

主幹 荒井 千万人

主査 渡邊 愛実子

主査 中畑 祥将

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事 宮下 宗一郎

副知事 小谷 知也

副 知 事	奥 田 忠 雄	
総 務 部 長	澤 純 市	
財 務 部 長	千 葉 雄 文	
総合政策部長	奈 良 浩 明	
こども家庭部長	若 松 伸 一	
交通・地域社会部長	舩 木 久 義	
環境エネルギー部長	坂 本 敏 昭	
健康医療福祉部長	守 川 義 信	
経済産業部長	三 浦 雅 彦	
観光交流推進部長	齋 藤 直 樹	
農林水産部長	成 田 澄 人	
県土整備部長	古 市 秀 徳	
危機管理局長	豊 島 信 幸	
国スポ・障スポ局長	出 崎 和 夫	
会計管理者	美濃谷 邦 康	
病院事業管理者	大 山 力	病 院 局 長 荒 関 浩 巳
教 育 長	風 張 知 子	理 事 (教 育 次 長) 長 内 修 吾
警察本部長	小野寺 健 一	警 務 部 長 中 村 誠
監 査 委 員	竹 内 均	監 査 委 員 事 務 局 長 松 田 大

○議長（丸井 裕） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 新 任 者 紹 介

○議長（丸井 裕） 日程に先立ち、新任者を紹介いたします。――石川啓太郎公安委員。

○公安委員（石川啓太郎） 令和六年十二月二十七日付において、青森

県公安委員会委員に任命されました石川啓太郎でございます。

職責の重大さを認識いたしまして、誠心誠意努めてまいる所存でございます。各議員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎ 議 会 報 告

○議長（丸井 裕） 議会報告として、第四号「地方公務員法第五条第二項の規定による意見について」をお手元に配付してあります。

地方公務員法第5条第2項の規定による意見について

別紙のとおり議会（第321回定例会）に報告する。

令和7年3月3日

青森県議会議長 丸 井 裕



青人委6第305号
令和7年2月21日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一
(公 印 省 略)

地方公務員法第5条第2項の規定による意見について

令和7年2月21日付け青議第345号をもって求められたこのことについては、下記のとおりです。

記

議案第23号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」

(意見)

本条例案は、育児を行う職員の早出遅出勤歴及び時間外勤務の制限について請求の対象となる子の範囲を拡大するものであり、適当であると考える。

議案第25号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」

(意見)

本条例案は、令和6年10月8日に本委員会が議会及び知事に対して行った職員の給与等に関する報告及び報告に鑑み、職員の給料月額並びに初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び通勤手当の額等を改定し、職務の級が一定の級以上である職員に係る支給制度を改め、単身赴任手当に係る支給対象職員の範囲及び管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大し、定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当、特約勤務手当等及び寒冷地手当を支給し、特定任期付職員に勤勉手当を支給し、特定任期付職員に係る期末手当の支給割合を改め、並びに特定任期付職員業績手当を廃止し、並びにその他所要の整備を行うものであり、適当であると考える。



議案第26号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」

(意 見)

本条例案は、県税事務手当等の支給範囲を改めるものであり、適当であると考える。

議案第27号「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案」

(意 見)

本条例案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う所要の整備を行うものであり、適当であると考える。

議案第28号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」

(意 見)

本条例案は、国家公務員退職手当法の改正に準じ、雇用保険法の就業促進手当に相当する失業者の退職手当の支給を受けることができる者の範囲を改め、及び同法の基本手当に相当する失業者の退職手当の給付日数に係る特例の適用期限を延長する等のためのものであり、適当であると考える。

議案第49号「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案」

(意 見)

本条例案は、義務教育学校の設置に伴う所要の整備を行うものであり、適当であると考える。

◎ 県政に対する一般質問

○議長（丸井 裕） 一般質問を行います。

四十番三橋一三議員の登壇を許可いたします。——三橋議員。

○四十番（三橋一三） おはようございます。自由民主党の三橋一三です。会派を代表して質問させていただきます。

グローバルWell-being共創社会を実現する異分野融合型総合知による革新的卓越研究大学群の構築。私の母校でもある弘前大学が、この提案により、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）に採択されました。今後、心身、そして社会的にも満ち足りた状態を表すウェルビーイングの世界トップレベルの研究拠点を目指すことになります。

幸福感と言いますこともあるウェルビーイングは、経済状態などの客観的指標に加え、人がどう感じるかをはかる主観的指標を重視する研究も増えています。この主観的ウェルビーイング指標は、数ある選択肢の中から自分で選択し、決定することにより向上するという研究結果もあります。選挙の無投票に対する戒めの研究結果なのかもしれません。

さて、予算の調製権、執行権は執行部にありますが、県議会としては、その予算編成に至るまでに県民の声を聞き、また、国内外の視察を通して様々な提案を行い、選択肢を増やすことが必要です。我が会派ならこれをやる、この分野にもっと力を入れるべきといった提案や代替案を示してこそ、手ごわい議会としての役割が増していきます。議会で数字を質問して、数字を答えられたときでさえ、丁寧な御答弁をありがたうございます。青森新時代を前に進める議会としての役割を果たすことにはなりません。知事のスピード感と議会での丁寧な議論や大胆な提案、これらの調和が図られたときに、心身、そして社会的にも満ち足りたウェルビーイング青森県が実現できるはずです。

本日を皮切りに、各会派、各議員からの一般質問が五日間ぶつ通しで続きます。その全てが県民の幸せの向上につながるように願いたいと思いを込めて質問していきます。

最初の項目は、令和七年度当初予算編成の考え方についてです。

知事就任初めての総合予算となる令和六年度予算は、二百七十五の事業を廃止し、二百五十の事業に組み立て直す多くのビルド・アンド・スクラップが行われました。二度目の総合予算である令和七年度の予算編成において、どの程度の事業の見直しを行うつもりなのか大変注目していました。結果として、二百の事業を廃止し、二百四十五の事業を組み立て直しました。この姿勢は、新年度予算においても、日々変化する社会に対応し、変化を加え、現状維持は停滞ではなく後退だとの思いと、さらなる挑戦を続ける決意の表れと捉えています。

しかし、人件費や事業費が軒並み高騰する中で、DX等により、いかに効率的に業務を改善しても、昨年と同じ水準の事業を行うだけでも予算が増額される必要があります。

知事が行う県民の声を聞く「＃あおばな」は、今日現在、百五回を数え、多くの県民の声を聞いてきたことと思います。そこで聞いた県民の強い思いや我々議会の提案を受け入れるためには財政規律という大きな壁があります。知事は、従来の方法では突破できなかったこの壁を新しい考えや方法で乗り越えるブレークスルーに挑戦すると決意を述べています。

そこで、一点質問します。

令和七年度当初予算は県民目線で各種課題のブレークスルーに挑戦する予算とのことであるが、予算編成に当たっての基本的な考え方にについて伺います。

次の項目は、青森県行財政改革大綱の推進についてです。

県は、青森県行財政改革大綱に基づいて徹底した業務改革に取り組み、財政健全化を推進しています。この行革大綱の五つの視点のうち、

特に県庁機能の抜本的な強化と人財の活躍、もう一つは県庁DXの推進、この二つの視点に注目してみます。

令和六年度に部局が再編成され、県議会の常任委員会も名称や所管が変わったところもあります。

令和七年度は、従来の県民局を廃止する議案があります。平成十八年度に三県民局九百三十六人でスタートし、翌平成十九年度は六県民局二千四十四人になり、令和六年度は千六百十七人の体制です。県民局は廃止されますが、県の出先機関としての各部署はほぼ残ります。新年度の人員体制は、現時点では明確ではありません。県民局長の廃止により、意思決定や自治体との連携の在り方に不都合が生じないか、大雨や鳥インフルエンザなどの県民局が結集した支援体制が必要な事態に今後どう対応していくのか、我が会派としても注目していきます。

部局や県民局の再編を通して、行革大綱では働き方改革の推進にも取り組んでいます。残業や休日出勤、特定の職員への仕事の集中をいかに分散させるか、そして、ずっと議会で議論され続けている縦割りをいかに解消していくか、これこそが県庁大改革において何より重要と考えます。

もう一つの視点である県庁DXの推進ですが、東京一極集中が地方にとつて大きな課題となる中、デジタル人材の東京一極集中も進んでいます。現在の県庁における仕事の配置転換（ジョブローテーション）は、デジタル人材を県庁全体に広げるメリットもありますが、より深くデジタルに卓越した人材を育てる上では壁となります。県庁全体のDX化に向けたキーマンとなる人材を中から育てるか、外部から登用するかしっかりと見極めていただくようお願いしまして、一点質問します。

青森県行財政改革大綱に掲げる県庁大改革について、これまでの取組状況及び今後の進め方を伺います。

次は、今冬の豪雪に係る対策について伺います。

まずは、今冬の豪雪によりお亡くなりになられた方々にお悔やみ申し

上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本年一月十六日に、知事が石破総理に対して除排雪支援と特別交付税の繰上げ交付等を緊急要望しました。同じ日に自民党青森県連豪雪対策本部も自民党本部、総務省、国土交通省を訪ね、自民党森山幹事長をはじめ、自民党幹部、各関係大臣に要望しました。今後、農業被害の深刻化も予想されることから、さらなる支援をお願いしなければなりません。

一月十六日の私たちの要望書は、次の一文から始まります。青森県は現在、災害の真ただ中にいます。

今回の代表質問に当たり、改めて知事のホームページの政策集を見直してみました。「雨」という字はありましたが、「雪」という字は見つけることができませんでした。しかし、「災害」という言葉はありません。知事も今冬の豪雪は災害であるという私たちと共通の認識で走り回ったと感じております。災害救助法の適用等、ありとあらゆる手が尽くされました。これらの対策は県民から一定の評価はあるものの、やはり除排雪に関しては大きな不満が残るものでした。現在の除排雪体制、マンパワー不足につながる状況を議決し、許容してきたことは、議会としても反省しなければなりません。

今冬の豪雪災害は、車も人もすれ違いさえできない、冬休みが明けても児童生徒の通学に危険が伴う状況でありました。もしこの豪雪の状況下で日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したとき、その複合災害に対する備えはどこまで整っているのでしょうか。そこまでの複合災害でなくても、実際に火災時の消防車、急患の緊急搬送の遅れといった事例は数多く発生しています。いま一度、市町村と共に徹底して検証し、より排雪に重きを置いた体制づくり、デジタルを活用した出勤タイムイングや効率化、オペレーターの育成支援等、この分野こそブレイクスルーが必要です。大胆な、そして現実的なアイデアを出し、子供・子育て同様に除排雪の青森モデルを全国の雪国に発信できるように取組を強化

すべきです。

この豪雪災害は、ハウスの倒壊やリンゴの幹折れ、枝折れのみならず、これから拡大が予想される農業被害も心配されます。我が会派もさらなる調査を行い、国に対しても支援を要望します。知事も現地に何度も足を運び、農家の悲痛な思いは十分理解しているはずですが、今後、農家の再生産に向けた意欲をいま一度後押しする必要があります。

これらを踏まえ、三点質問します。

一点目は、一月四日に設置された豪雪対策本部は、本県では十二年ぶりの設置とのであるが、知事はどのような経緯で本部設置を決断し、県民を豪雪から守るためにどのような対策を行ったのか伺います。二点目として、道路除排雪に係る県の対応と今後の取組について伺います。

三点目として、農業被害の状況と県の対応について伺います。

次の項目は、人口減少に対応するための地方創生の推進についてです。

令和六年十一月二十二日に閣議決定された国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策の中でも地方創生二・〇が強く打ち出されました。この施策を展開することで全国津々浦々の賃金、所得の向上に向けた取組が加速されます。地域の希望、熱量、一体感を取り戻す形で本県も新たな地方創生に取り組みなければなりません。特区や制度・規制改革等の提案で若者が本県に残る地域づくりを目指し、新しい地方経済・生活環境創生交付金の活用により、人口減少に立ち向かうべきです。

地方創生二・〇に取り組む上で、県も補助金獲得のプロではなく、地域振興のプロを育てていかなければなりません。知事がむつ市長時代に地方創生の取組が本格的に開始されていますので、交付金を活用した先進的な取組を行ってきたことと思います。その経験も生かしてバージョンアップされた地方創生二・〇を最大限活用してください。

そこで、一点質問します。

人口減少に対応するため、地方創生の取組を強力に推進していくべきと考えるが、知事の考えを伺います。

次の項目は、子供・子育て政策についてです。

本年一月、会派の有志でこども家庭庁の来年度予算について学んできました。国の防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策になぞらえれば、青森県は、知事就任以来、子供・若者未来戦略のための四か年加速化対策の折り返しに近づいています。令和六年度は学校給食費の無償化が大きく取り上げられました。

昨年の代表質問の際、私は、先行して学校給食費の無償化に取り組んだ自治体に対して、その財源の一定割合を認めるべきとの発言をさせていただきました。新年度予算では、先行して給食費の無償化に取り組んでいる自治体が、二割の負担を伴わず、新たな子育て政策を実施できます。加えて、食材費の高騰に合わせて一食当たりの補助単価も見直されます。この見直しにより、子供・子育て政策のギアを一段上げ、交付金を活用して広がり始めた新たな支援が全県に広がることを期待します。

ところで、給食費の無償化は、正確には給食食材費の無償化、もしくは保護者負担の無償化であって、実際に自校式で給食を作る設備費や人件費を加えると、児童生徒数の減少もあり、全国的に一食当たり二千円を超えることも珍しくないそうです。教育にはお金がかかります。

子供・子育て政策の一つとして、不妊治療の支援も拡充しています。現在、新生児の十人に一人は不妊治療により生まれています。本県が不妊治療の支援を拡充しても、東京都はさらに無痛分娩の十万円支援といった形で次の手を打ち出していきます。東京一極集中を解消する上でも子供・子育て政策はブレイクスルーが必要な分野です。

また、二〇二三年の本県の合計特殊出生率は一・二三で過去最少でした。全国の人口を維持するのに必要な合計特殊出生率（人口置換水準）は現在二・〇七ですが、こども・子育て「青森モデル」にある県の試算によると、この数字だけで本県の人口を増加に転じさせるには五以上が

必要となり、現実とはかけ離れています。合計特殊出生率と移動による人口の変化率を表す純移動率の二つを同時に向上させることは、並大抵の努力や支援ではできません。

ここで少し見方を変えると、私は、人口が減少しても県民の幸せの総量を増やすことはできると思います。例えば一〇％人口が減ったとき、残りの九〇％の県民が今の一・二倍の幸福感を得られれば、幸せの総量は八％増えます。幸せな場所には自然と人が集まります。ここでもウェルビーイング社会の実現が求められます。あわせて、子供・子育てには、親だけでなく、祖父母、親戚、御近所さんといったワンクッションとなってくれる人が欠かせません。相談できる人、面倒を見てくれる人がいることで親の不安やいら立ちを抑えることができます。子供の笑顔は人を幸せにする魔法です。子育てに社会全体が関わることで、県民の幸せの総量を増やすことができるはずです。

そこで、一点質問します。

こども・子育て「青森モデル」の実現に向けて、県では今後どのような取り組みでいくのか伺います。

次の項目は、地域公共交通の確保・維持についてです。

今冬の豪雪により鉄道は何度も運休し、バスは大幅な遅延を繰り返しました。鉄道の踏切の凸凹や路線バスがすれ違えないことで一般の交通にも影響が生じました。JR津軽線蟹田―三厩間は廃線が決まり、弘南鉄道大鰐線も令和九年度末に休止となります。各バス会社も運転手不足の影響が大きく、減便を余儀なくされています。地域公共交通は、これといった明るい話題を見つけることができない状態です。しかし、なくするわけにはいかない、単なる移動手段にとどまらない重要インフラです。県や自治体、事業者だけでは解決できない問題でもあります。

今、国は、誰一人取り残さない社会を誰一人取り残されない社会の実現と言い換え始めています。本県にとつて誰一人取り残されない社会をつくっていくためには、地域公共交通の確保、維持、そして利便性の向

上が不可欠です。

そこで、一点質問します。

地域公共交通の確保、維持に対する認識と今後の取組について伺います。

次の項目は、エネルギー政策についてです。

第七次のエネルギー基本計画が示され、二〇四〇年度の電源構成目標割合は、火力、原子力を抑え、再生可能エネルギーの比率が最大になりました。我が会派で昨年八月に宮城県を訪ね、再生可能エネルギー地域共生促進税について改めて学ばせていただきました。同様に、今定例会に提案されている青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例案並びに青森県再生可能エネルギー共生税条例案も既存施設は対象外となっています。ゾーニングによって耐用年数が過ぎた風車、太陽光パネルを新しく更新するリプレース時に地域との合意が必要とされる場所や設置できない場所もありますが、地域と共生していく以上、納得できるものです。

今後、二〇三〇年代には大量廃棄が懸念されている太陽光パネルのリサイクル等の義務化も国において検討され、本県も不法投棄や放置による環境破壊を生まないように、国の施策と連動しながら再生可能エネルギーとの共生を図る必要があります。この条例の対象となっていない、軽量で折り畳めるペロブスカイト太陽電池といった次世代型の普及も含め、この条例を実効性のあるものとしていかなければなりません。

一方、同じくこの条例の対象となっていないませんが、地域と共生しながら、特に漁業者の理解を得ながら洋上風力発電も動き出しています。青森県沖日本海南側の事業は、発電設備出力六十一万五千キロワットの、現時点では国内最大級の着床式洋上風力発電事業であり、二〇三〇年六月の運用開始に向けて事業者が選定されました。

本県には基地港湾の青森港と保守管理拠点港の津軽港の利用が想定されていますが、基地港湾としての青森港の工事に着手することで、雪

捨場の確保など新たな課題が発生します。これらの課題をクリアしながら、七千億円とも試算される経済波及効果をGX関連をはじめとする様々な分野に広げていくべきです。あわせて、有望な区域となっている青森県沖日本海北側も法定協議会の動き等を注視していきます。

第七次エネルギー基本計画では、原子力発電所を最大限活用する方針が打ち出されました。二〇四〇年度の電源構成の二割を目指し、その必要性が再認識されたところです。

青森県議会が他の都道府県議会と違う点は、核燃料サイクルについて多くの時間が割かれるということです。そして、これからも継続して必要なことは議論していかなければなりません。節目においてしっかりと国に対して確認、要請も必要ですし、共創会議等における地元の見解を反映させていく必要があります。

イギリスのプルトニウムの処分問題や、福井県に示された関西電力の使用済燃料の六ヶ所再処理工場への搬出スケジュールといった計画は、一つの歯車が止まることで全体が変わっていきます。あらゆる変化に対しても、本県は確固たる姿勢でぶれずに臨まなければなりません。

そこで、エネルギー問題について三点質問します。

一点目は、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例案に掲げた目的や基本理念を踏まえ、県は今後どのように再生可能エネルギー発電施設の導入を促進していくのか伺います。

二点目として、青森県沖日本海南側での洋上風力発電事業について、経済効果などに期待する声があるが、県としての受け止めについて伺います。

三点目として、知事は、去る十二月二十四日の核燃料サイクル協議会において、原子力・核燃料サイクルの推進や共創会議の取組方針などについて確認、要請を行ったが、その成果と受け止めについて伺います。次の項目は、孤独・孤立対策です。

イギリスに次いで世界二番目に誕生した孤独・孤立対策担当大臣。日

本では二〇二一年から二〇二四年度まで置かれました。現在、この役職はイギリス、日本ともに廃止されていますが、二〇二四年四月、孤独・孤立対策推進法の施行に伴い、内閣府孤独・孤立対策推進室に役割を移しています。

新型コロナウイルス感染症流行時のステイホームは、人のつながりを希薄にさせました。家族といっても、友人といっても一人ぼっちと感じる人もいます。誰一人取り残されない社会において幸福度を大きく下げる望まない孤独、孤立を防ぐことは大変重要です。ウエルビーイング社会づくりにおいて、趣味のサークル活動や地域のコミュニティ活動は、あらゆる世代に起こり得る孤独、孤立を防ぐワンクッションになるのではないのでしょうか。

そこで、一点質問します。

孤独、孤立は誰にでも起こり得る社会全体の問題と考えるが、県の見解と対策について伺います。

次は、オンライン診療を利用した地域医療の確保についてです。

豪雪災害や地域公共交通の問題は、地域医療における通院の患者負担の増大に直結します。朝、雪かきをして、数時間に一本の電車やバスに乗って、やつとの思いで診察が終わり、家に帰ると、朝確保しておいた通路が雪で埋まり、また雪かきをして一日が終わってしまう。複数の診療科に行くため、一週間が終わってしまう。ウエルビーイング社会とは言えない状態です。せめて冬期間だけでも薬を倍の量を処方してくれないかと考えますが、すぐには難しいかもしれません。少しでも改善するためには、従来の対策と併せてオンライン診療や遠隔診療の取組を強力に推し進める必要があります。

先日、中泊町にある公共施設において、整形外科によるオンライン診療の取組が報道されました。高齢者が自宅から一人だけでオンライン診療を受けることはかなり高いハードルです。しかし、このような公共施設やデイサービス等の高齢者施設で普及すれば、かなりの患者の負担軽減

減につながります。

先日質疑が行われた統合新病院ができる頃にはオンライン診療は当たり前の時代になっているはずですが。既に胸の音を聞く遠隔の聴診器もありますし、血圧、心拍数はスマートウォッチでも常時測れる時代です。CTやMRI、採血等、オンラインではできないことはもちろんありますが、県内医療の均てん化を図る上で大胆な取組を進めていただくようお願いして、一点質問します。

オンライン診療を活用した地域医療の確保について、県はどのように取り組むのか伺います。

次の項目は、経済産業政策についてです。

熊本県にある台湾の大手半導体メーカー「TSMC」工場が昨年十二月二十七日に量産を開始しました。工場周辺の土地の値上がりや人手不足により、人気のラーメン店が閉店するといった事態も起きています。この半導体の需要がいつまで続くのか、GX青森の取組にも大きく影響します。

経済は、企業誘致と地場産業の育成のバランスの取り方が大事です。デジタル、GX、アグリといった本県の強みを生かした成長分野の産業や、革新的なアイデアで事業を展開し、創業から数年で急成長するスタートアップ企業を育てていくべきです。本県においてはブレイクスルー企業と言い換えてはどうでしょうか。ウエルビーイングに関する産業も捉え方によっては成長分野かもしれません。

知事は、昨年、台湾に訪問した際、半導体企業に対する説明会で本県の優位性や意欲を訴えていますので、ぜひそのつながりをしっかりと結びつけてほしいと願います。

一方、地場産業の育成は、中小企業の育成でもあります。本県において地域密着型金融（リレーシヨニシツパンキング）を行い、互いに切磋琢磨してきた二つの銀行が独占禁止法特例法の適用第一号として生まれ変わり、青森みちのく銀行がスタートしました。この合併により、

県内各企業に資金供給のさらなる円滑化が図られることが期待されます。県内の他の金融機関や他道県の銀行、ネット銀行等と切磋琢磨することで、青森県経済にとって大きなプラスになったと後に振り返られるような取組を期待しています。

そこで、二点質問します。

一点目は、成長分野の産業の集積にどのように取り組んでいくのか伺います。

二点目として、中小企業者の成長を支援するには、青森みちのく銀行をはじめとする金融機関との連携が重要と考えるが、県の認識を伺います。

次の項目は、青森県観光戦略の推進についてです。

国は、インバウンドを二〇二三年の二千五百万人から二〇三〇年には六千万人へと二・四倍増に、観光消費額は、二〇二三年の五・三兆円から二〇三〇年には十五兆円へと二・八三倍増を目指しています。数を伸ばすこと以上に一人当たりの観光消費額を伸ばし、観光立国と地域活性化を実現させたいものです。

本県も青森県観光戦略の中で観光消費額の拡大を基本的方向性として定めています。来年度は本県に過去最高のクルーズ船が入港する予定です。宿泊施設によつてはインバウンドが明らかに多い施設もあります。青森市新町のコーヒーショップのお客が全て海外の人というときもあります。好調なインバウンドに支えられているとはいえ、二〇二四年の本県の宿泊客のインバウンドの割合は九・五%にすぎません。持続可能な観光を確立するためにブレイクスルーの思考が必要です。どこに行か迷ったときは青森県、一度訪れたら次は迷わず青森県を指名してもらえらるような観光戦略を期待して、一点質問します。

本県のさらなる観光振興のためには青森県観光戦略に掲げる取組を加速していくことが重要と考えるが、戦略の目標値に対する現在の進捗状況と、目標達成に向けて県はどのように取り組んでいくのか伺います。

す。

次の項目は、農林水産力の強化についてです。

連日のように米の価格高騰や備蓄米の放出等のニュースが流れています。価格については今後の推移を見守る必要があります。今回のような急激な価格上昇は、消費者はもちろん、米農家にとっても歓迎するものではありません。資材や肥料の高騰等を考えれば、一定の価格上昇は必要です。消費の減少により米余りと言われ、二〇一四年産は本県の主力品種まっしぐらの概算金が一俵七千三百円でした。少し持ち直したものの、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、二〇二一年産は同銘柄が一俵八千円でした。このときには多くの米農家が希望を失いかけたものです。今後は一過性の価格高騰にならないように持続可能な米作りが求められます。

そのような中、多くの農家から寄せられた声が水田の五年に一度の水張りルールに関するものです。私は、昨年、自民党全国政調会長会議において、当時の渡海政調会長をはじめ、政調会役員に対し、この五年に一度の水張りルールの見直しを強く求めました。各都道府県連の政調会長からも大きな賛同の声をいただきました。各方面からの声の積み重ね、そして、この問題も含めた国民の審判により、この五年に一度の水張りルールは見直されることとなりました。今後水田フル活用で本県の持てる力を発揮し、国の食料安全保障と消費者のうれしい笑顔がふれるように貢献したいものです。

そのためには多くの課題があります。今冬の豪雪災害によるリンゴの樹木被害、農業用ハウスの倒壊、稚貝の大量へい死が発生したホタテガイの対策、畜産の振興、鳥インフルエンザ対策、松くい虫・ナラ枯れ対策、農業物流の二〇二四年問題、後継人材育成、北限の概念が変わっている今こそ次世代品種への取組、販売力強化のための知事の国内外のトップセールスなど、農林水産分野だけでも質問したいことは十項目以上ありますが、その思いを一つにして、一点質問します。

県は、農林水産力の強化に向けて、来年度どのように取り組んでいくのか伺います。

次の項目は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポに向けた取組についてです。

国スポ本大会開催まであと五百八十六日となりました。このカウントダウンを簡単に調べるには、国スポ・障スポのアプリをダウンロードすることを勧めます。もちろん、私もダウンロードしています。このアプリ等を通じて情報を共有し、大会を盛り上げるために、我が会派としても、それぞれの地域において積極的にPRに取り組んでまいります。

昨年、私の地元つがる市では、小学校の運動会や馬市まつりのパレードにおいて、多くの青の煌めきダンスを目にすることができました。

私が小学生の頃、当時の木造町では、地元民謡「弥三郎節」に合わせた踊りがありました。子供の頃に体で覚えた体験は、時を重ねた今でも忘れずに踊ることができます。青の煌めきダンスもそのように今の子供たちに国スポ・障スポの記憶とともに、ずっと大事な体験として残ってほしいものです。

当初は、開会式、閉会式は約二万人が集う予定でしたが、会場が変更され、参加人数も約三千人に限定されます。天候を気にしなくてよい反面、約一万七千人が貴重な参加体験を失うこととなります。その分、競技において楽しんでもらえる大会運営が求められます。あわせて、大会に至るまでに別の形でスポーツの体験や観戦をすることで機運を高めていくべきです。

大会の盛り上がりはここからが勝負です。他都道府県の選手団、関係者をいかにおもてなしするか、そして、その後、いかに青森ファンになつてもらうか、県民一丸となって大いなる成功体験が共有できるように願ひ、一点質問します。

冬季大会を含む初の完全国スポとなる青の煌めきあおもり国スポ・障

スポを来県者の記憶に残る大会とするためにはおもてなしが重要と考えるが、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

次の項目は、公立学校における情報モラルに関する教育についてです。

プログラミング教育や一人一台のタブレットの普及が進む中、令和五年に五千人を対象に行った青少年のインターネット利用環境実態調査によると、子供専用のスマートフォンは、小学生十歳以上で七〇・四％、中学生で九三・〇％、高校生で九九・三％の所有率です。そして、このほとんどがSNSを利用している現状をまず認識しなければなりません。DXを推進する本県としても、情報活用能力を伸ばすことはデジタル人材育成の観点から重要です。

一方、教育の世界において、スウェーデンではデジタル教科書を見直し、タブレットを使った授業に割く時間を減らしています。また、オーストラリアでは、国として十六歳未満のSNS利用を禁止する法案が可決されています。保護者や教師が把握できない中で、ネット上で子供たちがどのようなやり取りをしているのか、そのことでいじめや誹謗中傷がどの程度起きているのか現状認識は非常に困難です。口の悪い人や酒癖が悪い人が一定数いるように、ネット癖の悪い人、すなわち、SNSとの相性が悪い人が存在します。このSNSこそワンクッションが必要です。

情報教育には成長段階に合わせた様々な取組がありますが、子供たちに学んでもらうべきこと、そして、私たち大人が学ばなければならないことは情報モラル教育です。今この基礎的教育に力を割かないことは、SNS利用がさらに低年齢化していく中で非常に危険なことです。昔はそりを入れたり、眉毛をそったり、外から見て分かりやすい形で何かに対する反抗心を表していたものですが、現在は外から見えない形でむき出しの言葉のやいばを持ってネット上で暴れている人がいます。子供たちはそれをまねて、何食わぬ顔でいじめや誹謗中傷に走ってしまうこ

ともあります。本県教育改革に力を入れる上で、情報モラル教育の重要性を強く認識していただくようお願いして、二点質問します。

一点目は、児童生徒の情報活用能力の育成に関する県教育委員会の考え方について伺います。

二点目として、各学校では情報モラルに関する教育にどのように取り組んでいるのか伺います。

次の項目は、県内の学校施設における冷房設備の整備についてです。現在、県立学校、公立の小・中学校の普通教室には、ほぼ冷房設備が導入されています。今後、体育館や特別教室も整備が進められるものと考えます。

ところが、私立の学校に入学した際には普通教室に冷房設備がない学校もあるため、それまで冷房のある授業に慣れた生徒の健康面が心配されます。そのため、私立学校の保護者の会等から私立学校経常費補助金の増額とともに、冷房設備、トイレの洋式化といった要望が知事や我が会派にも届けられています。

現在、国では教育無償化に関する議論が行われています。高校授業料の無償化はもちろん大事ですが、子供の立場に立てば、まずは安心のための私立学校耐震化率一〇〇%を達成し、その上で整備が可能となる普通教室の冷房設備を完備してほしいと願うのではないのでしょうか。耐震化や冷房設備の支援メニューは用意されています。しかし、それを利用できない現状があることを理解し、いかに打破するか、ブレイクスルーの発想が必要です。

そこで質問します。

冷房設備の整備の促進に向け、私立学校と県立学校とでそれぞれのように取り組んでいくのか、知事部局所管分、教育委員会所管分それぞれについて伺います。

次の項目は、闇バイトに加担させないための取組についてです。

毎日のように特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が報道さ

れています。さらには、高校生が闇バイトを通じて、結果としてミャンマーにおいて詐欺に加担するといった国際的な犯罪が起きています。一時期、関東周辺で闇バイトを通じて強盗殺人等の犯罪が多発しました。国民の安心を大きく揺るがすものです。これらの犯罪により、本県でも多くの詐欺被害者が発生し、本県出身の加害者が発生している可能性があります。

特殊詐欺も闇バイトも、大事なものはワンクッションとなってくれる人の存在であり、孤独・孤立対策や情報モラルに関する教育とも密接に関わります。闇バイトを通じて結果として犯罪に加担すれば、逮捕されようが、逃げ延びようが一生消えない傷が心に残ります。悲しいことに誰一人得をしない、このような犯罪がなくならない現実があります。だからこそ、県警察の役割がますます重要です。

そこで、一点質問します。

安全・安心を実感できる青森県を実現するためには県民を闇バイトに加担させない対策が必要と考えるが、県警察の取組について伺います。最後の項目は、世界文化遺産北海道・北東北の縄文遺跡群についてです。

世界文化遺産登録四年目を迎える北海道・北東北の縄文遺跡群ですが、私は、昨年、改めて十七の構成資産を政務活動費等は一切使わずに、一人の縄文ファンとして訪ねました。登録四年目となると来訪者が大幅に減少するのが他の世界遺産の傾向です。しかし、北海道・北東北の縄文遺跡群の来訪者は、北海道、秋田県、岩手県の遺跡は緩やかな減少傾向にあるものの、本県に限れば、令和五年はカウントされている分だけで登録以降最高の三十一万三千六百二十六人が来訪しています。令和六年は四月から八月分の数字しかありませんが、大きく減少することはないと思われます。これに新たにオープンした「あおもり縄文ステーション じよもじよも」の令和六年四月から令和七年一月までの来館者十四万千百五十二人を加えれば、既に過去最高を大きく上回っています。

縄文遺跡の楽しみ方として、ガイドの皆さんの説明を聞くことと、時間にゆとりを持つことがお勧めです。ガイドの説明により、自分だけではない縄文の物語の広がりや歴史の奥行きが感じられます。まだ十七全での構成資産を回り切れていない縄文ファンも多いはずです。今定例会に提出されている議案が通れば、三内丸山遺跡縄文時遊館や世界自然遺産白神山地の玄関口の白神ビジターセンターは、高校生以下は無料で見学できます。ぜひゲームやSNSより楽しいこと、便利さよりも大事な価値観があることを友人同士や家族で考えるきっかけにしてほしいと願っています。

本年七月には全国知事会議が本県で行われます。その際には、ぜひ全国の知事に三内丸山遺跡をはじめ、縄文遺跡を訪問する機会をつくっていただくようお願いして、一点質問します。

世界文化遺産登録から四年を迎えるに当たり、北海道・北東北の縄文遺跡群の来訪者に再訪や周遊を促すことが一層必要になると考えるが、県教育委員会の取組について伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。三橋議員にお答えいたします。

私からは、まず、令和七年度当初予算編成に当たつての基本的な考え方についてお答えいたします。

令和七年度当初予算の編成では、県民の皆様の声に応えるため、青森新時代の挑戦を掲げ、GX青森による新たな産業の創出やオンライン診療の普及拡大をはじめとする新機軸の施策を展開することとし、同時に政策資源を集中するための積極的な事業の見直しや財政健全性の確保にも努めております。

続きまして、青森県行財政改革大綱に掲げる県庁大改革におけるこれまでの取組状況及び今後の進め方についてお答えいたします。

今年度スタートした青森県行財政改革大綱に基づき、本庁組織を再編するとともに、地域県民局の見直しを行うなど、県の施策をこれまで以上に効果的、効率的に推進するための体制づくりを進めてまいりました。

また、在宅勤務制度の拡充やフレックスタイム制度を導入するとともに、ICTを活用した時間や場所を選ばない柔軟な働き方である県庁スマートワークを推進するなど、職員の働き方改革やDXによる業務の効率化、県民サービスの向上に取り組みました。

さらに、県民対話集会「＃あおばな」等を通じた広報広聴機能の充実、危機管理機能の強化や財政健全化の推進など、各分野において改革を着実に進めてまいりました。

今後も、県民の皆様が主役の県政を実現するため、社会環境の変化や複雑化、高度化する行政課題に的確に対応するとともに、各地域において県の政策テーマと連動した取組が強力に実施できるよう、県民目線で、より現場重視の姿勢で不断の改革に取り組んでまいります。

続きまして、どのような経緯で豪雪対策本部設置を決断し、どのような対策を行ったのかについてお答えいたします。

今冬は県内各地で平年を上回る積雪深を記録しており、特に十二月から一月初旬にかけては、交通障害など県民生活に多大な影響が生じたところであります。また、降雪、積雪が最も多くなる時期を迎えることもあり、県民生活、経済活動において様々な課題が生じる可能性があることから、この豪雪を災害と捉え、対応に万全を期すため、一月四日に豪雪対策本部を設置いたしました。

豪雪対策本部設置後は、各地を視察し、市町村長をはじめとした関係者と意見交換を重ね、県管理の国道、県道の緊急除排雪の実施、除排雪後のパトロールの強化、一月四日から二月二十五日からの二度の災害救助法の適用の決定、市町村の災害救助法に基づく屋根雪の除雪について、対応可能な県内事業者をリスト化し、市町村へ提供などの必要な対

策を実施いたしました。

次に、今冬の豪雪に係る道路除排雪への県の対応と今後の取組についてお答えいたします。

私は、昨年末の雪の降り始め段階から年末年始の道路除排雪体制を整えるとともに、一月四日には豪雪対策本部と同時に道路雪害対策本部を立ち上げ、災害とも言える今冬の豪雪に先手を打って対応してまいりました。

私自身が現場に赴き、道路等の状況を確認した上で、県管理道路における除雪作業の徹底及び排雪計画の前倒しに加え、青森県建設業協会の御協力の下、地域を越えた除排雪機材等の市町村支援について、そのマッチングを県が担当する本県オリジナルの仕組みを構築し、速やかに実施いたしました。

また、石破内閣総理大臣、村上総務大臣、中野国土交通大臣等へ緊急要望を行うなど、県と市町村への財政支援を強く働きかけてまいりました。

道路除排雪は基本的な住民サービスであると考えており、除雪オペレーターの高齢化や担い手不足といった課題等も抱える中、今後とも、国や市町村、関連業界との連携を強化し、また、デジタル技術の活用も図りつつ、道路除排雪の一層の効率化や見える化に取り組んでまいります。

次に、今冬の豪雪に係る農業被害の現状と県の対応についてお答えいたします。

今冬の大雪による農業被害は、二月二十八日時点でリンゴの枝折れ等が十一市町村、農業用パイプハウスの損壊が十六市町村、その他農作物の雪害や畜舎の倒壊などが十二市町村で確認されており、被害額は合計で約二億円となっております。

県では、これまでに臨時農業生産情報の発表や普及指導員による現地巡回などを通じて雪害軽減に向けた技術等を周知してきたほか、リンゴ

の枝折れ被害を最小限に抑えるため、融雪促進剤の空中散布を支援する事業を緊急的に実施しております。

また、去る二月七日に県議会と共に国に対して豪雪被害の復旧に対する支援を要請したところ、国からは、県と連携してしっかりと対応したいとの回答がありました。

県としては、市町村や関係団体と連携しながら、スピード感を持って被害状況の把握に努めるとともに、農業者の生産意欲の減退を招かないよう、再生産に向けた取組への支援策を検討しているところであります。

続きまして、人口減少に対応するため、地方創生の取組を強力に推進していくべきと考えるが、知事の考えについてお答えいたします。

人口減少に対応し、地方創生を実現していくためには、一人でも多くの方がここで暮らしたいと思える魅力ある青森県づくりが必要です。このため、私は、若者が県内で十分な所得と働きがいを得られる魅力ある多様な仕事づくりや、安心して子供を産み育てられる環境づくり、高齢者も含めた全ての方にとって暮らしやすく持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

一方で、我が国全体の人口が長期にわたって減少基調にあることは、まさに国家有事とも言うべき大きな課題であり、これに立ち向かうには、県や市町村のみならず、国の大胆な政策転換が不可欠です。また、企業や団体、教育機関など、あらゆる主体がこの厳しい現実を認識し、連携、協力していくことも重要であります。

私は、こうした観点に立ち、引き続き対話を重視し、青森県の未来に県民の皆様が希望を持てるよう、挑戦を続けてまいります。

続きまして、こども・子育て「青森モデル」の実現に向けて、県では今後どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

こども・子育て「青森モデル」では、子育て世代等の県民の皆様の生の声を基に立案した取組を一つ一つ具体化することによって、少子化の

要因をつくり出している社会を変革していくことを目指しています。

このため、令和七年度は、公的医療保険適用の一般不妊治療の自己負担額に対する全額助成を新たに実施するほか、夜間、休日に小児科のオンライン診療を利用できる環境の整備に取り組むなど、「青森モデル」に基づく取組を着実に具体化してまいります。

続きまして、地域公共交通の確保、維持に対する認識と今後の取組についてお答えいたします。

地域公共交通を取り巻く環境は、利用者数の減少に加え、近年の物価高騰や人手不足などにより、年々厳しさを増しております。

この厳しい状況を打開していくため、県では来年度から交通分野におけるデジタル実装と地域の関係者との共創に集中的に取り組むことにより、地域公共交通のリデザイン、再構築を進め、移動サービスの確保、維持を図ることとしております。

具体的には、スマートフォン等での路線検索に必要なモビリティデータが未整備となっている県内バス路線についてのデータ整備などに関係者と連携しながら取り組んでまいります。

続きまして、県は今後どのように再生可能エネルギー発電施設の導入を促進していくのかについてお答えいたします。

エネルギー資源に乏しい我が国にとって、再生可能エネルギーの普及拡大は必要不可欠であり、今後大いに進展されるべき課題であります。その一方で、近年、その導入が急速に進められる中、地域における問題が顕在化しています。このため、本定例会に提出した青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例案では、ゾーニングと合意形成手続により引き継ぐべき環境を保全し、持続可能な形で再生可能エネルギーの円滑な導入を図ることとしております。

今後は、共生制度の円滑な運用に向け、県民の皆様、事業者への制度周知を図るとともに、市町村における共生区域の設定等を行うため、必要な支援を行ってまいります。

次に、青森県沖日本海南側での洋上風力事業について、経済効果などに期待する声があるが、県としての受け止めについてお答えいたします。

青森県沖日本海南側での洋上風力事業に関して、選定事業者の試算では、事業期間を通じた地域経済への波及効果として七千億円が見込まれるとのことであります。事業者には漁業振興や可能な限り地元発注を行うなど、地域振興にしっかりと貢献していただくことを期待しております。

私は、この洋上風力という大規模開発は、青森県のブレイクスルーのチャンスと捉えております。基地港湾である青森港、地元津軽港を拠点とした洋上風力関連産業の誘致、集積など、GX青森の推進によって、仕事づくりと若者の定着に挑戦してまいります。

次に、核燃料サイクル協議会において、原子力・核燃料サイクル政策の推進や共創会議の取組方針などについて確認、要請を行ったが、その成果と受け止めについてお答えいたします。

去る十二月二十四日に開催された核燃料サイクル協議会では、原子力・核燃料サイクルに関する本県の複数の論点について、内閣官房長官をはじめ、関係閣僚、電気事業連合会会長から責任ある回答が得られたと考えており、このことが一つの成果であると受け止めております。

続きまして、オンライン診療を活用した地域医療の確保について、県はどのように取り組むのかについてお答えいたします。

県では、これまで行ってきたオンライン診療の設備整備に対する補助について、令和七年度から補助率を十分の十に引き上げるほか、新たに僻地医療拠点病院と僻地診療所間で行うオンライン診療の実証事業に対する支援を同じく十分の十の補助率で行うなど、これまでにない新たな施策を展開し、本県のオンライン診療を強力に、そして迅速に推進していきたいと考えております。

続きまして、成長分野の産業の集積にどのように取り組んでいくのか

についてお答えいたします。

まずは世界の潮流であり、かつ本県の優位性が生かせる半導体等のGX関連産業の誘致、集積に総力を挙げて戦略的に取り組んでまいります。

また、さらなる成長が期待できるアグリ関連産業におけるサプライチェーンの構築、最先端の健康や予防医学の研究拠点化が進む弘前大学C O I — N E X Tプロジェクトと連携したビジネス創出等を進めていきます。

続きまして、青森県観光戦略の目標値に対する現在の進捗状況と、この目標に向けてどのような取組を行っていくのかについてお答えいたします。

青森県観光戦略に掲げる令和十年の目標値に対する進捗は、観光消費額が二千億円に対して、直近のデータである令和五年で千九百十億円、延べ宿泊者数が五百五十万人泊に対して、令和六年速報値で約四百五十九万人泊、外国人延べ宿泊者数が五十万人泊に対して、令和六年速報値で過去最高の四十三万五千泊となっており、いずれも目標達成に向けて、おおむね順調に推移していると考えております。

私は、これらの目標を達成する鍵は、夏や秋に比べ落ち込みの多い冬季観光の底上げにあると考えており、宿泊者数の増加と観光消費額の拡大を目指し、県民の皆様向け、国内向け、インバウンド向けといった誘客エリアごとの対策をそれぞれ強化し、集中的に取組を展開してまいります。

続きまして、農林水産力の強化に向けて、来年度どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、今後とも、「農林水産力」強化パッケージに基づく施策展開を図ることとしており、特に来年度は所得を上げるための生産者の経営改善支援、産業を守るための企業等との連携、次代を支えるための人材の確保・育成の三つの項目を重点的に推進いたします。

具体的には、生産者による所得向上プログラムの実践支援、企業の農業参入に向けたアプローチ、ゲノミック評価による優秀な雌子牛の選定、陸奥湾ホタテガイ総合戦略の着実な推進といった取組により、ダイナミックな構造転換を進めていきます。

私としては、無謬性や前例主義に陥ることなく、生産現場の声にしっかりと耳を傾け、県の施策に反映させることで、全ての生産者が豊かさを実感できる力強い農林水産業の実現を目指していきたいと考えております。

続きまして、青の煌めきあおもり国スポ・障スポを来県者の記憶に残る大会にするための取組についてお答えいたします。

数多くの来県者の記憶に残る大会とするため、大会期間を通して本県のあらゆる魅力を体感していただくことが重要です。

このため、県全体で大会を盛り上げる青のきらめき県民運動を展開し、様々な団体が豊かな自然や歴史、文化、食など、青森の多彩な魅力を紹介する取組を推進します。

「オールあおもりで感動を創出し、県民のレガシーとする」ことを基本目標に、大会期間中は統一デザインの歓迎装飾で歓迎ムードを創出するとともに、開会式、閉会式での青森の魅力の発信、県内主要駅等に設置する総合案内所での観光を含めた情報提供、各競技会場での地場産品のPR等、市町村、関係団体等と連携しながら、来県者を心からおもてなしできるよう取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（丸井 裕） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 孤独、孤立は誰にでも起こり得る社会全体の問題であり、このことについての県の見解と対策についてお答えいたします。

孤独、孤立となる要因及び実態は多様であることから、県では、地域で支援に関わる方々が問題意識と当事者の状況を他の分野の支援者と

共有していくことが重要であると考えております。

このため、県では、青森県孤独・孤立対策推進プラットフォームを立ち上げ、支援者間の分野横断的な連携を促進するとともに、地域で支え合う体制の整備や包括的な支援体制の構築に取り組みことといたしております。

○議長（丸井 裕） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 中小企業者の成長を支援するための金融機関との連携の重要性に係る県の認識についてお答えします。

本県の喫緊の課題である所得向上、労働力確保や若者の県内定着促進のためには、本県の経済と雇用を支える中小企業者の成長性を高めることがますます重要となることから、地域の中核的金融機関である青森みちのく銀行をはじめ、企業等と日常的にコミュニケーションを取り、成長資金の供給を行っている金融機関が果たすべき役割は、これまで以上に大きくなっていくものと認識しています。

このため、県としては、県民の所得向上をテーマとしたラウンドテーブルを新たに開催し、今後の方策等について議論を重ねるなど、金融機関との連携をより一層深めながら、県内中小企業者の成長段階に応じた多様な経営課題について関係機関と共にサポートし、その成長を支援していきたいと考えています。

○議長（丸井 裕） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 学校施設における冷房設備の整備促進に向けた知事部局所管分である私立学校の取組についてお答えいたします。

県では、感染症予防等衛生環境の改善や、夏季における学習環境の改善に向けた取組を支援するため、令和三年度から私立中学校・高等学校を設置する学校法人を対象に、冷房機能を備えた空調設備の教室等への整備に要する費用の六分の一の補助を行っており、国の補助と合わせますと二分の一の補助となります。また、今年度からは、国の補助の対象

とならない職員室なども県独自に対象としております。

私立中・高等学校における冷房設備の整備につきましては、これまで関係団体の会合の場合など、様々な機会を捉えて補助制度の活用呼びかけを行うとともに、整備が進んでいない学校法人を訪問して個別に働きかけを行っており、私立中・高等学校には冷房設備の整備の促進に取り組んでいただきたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問四点にお答えします。

まず、児童生徒の情報活用能力の育成に関する考え方についてです。県教育委員会では、情報と情報技術の適切かつ効果的、創造的に活用できる能力を有した人材の育成が重要であると考え、令和六年三月に青森県学校教育情報化推進計画を策定しております。

この計画に基づき、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、ICTを学びのツールとして適切に活用できるよう、情報活用能力を育成すること、全ての児童生徒に対し、ICTの特性を最大限に活用して、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会や多様な学びの機会を充実させること、児童生徒が自他の権利を尊重し、情報を正しく安全に利用できるよう、情報モラルの向上と情報セキュリティ意識の醸成を図ること、ICT機器を使用することによる健康面への影響について配慮することに取り組み、児童生徒の情報活用能力の育成を図ることとしております。

次に、各学校における情報モラルに関する取組についてです。

各学校では、児童生徒の発達段階に配慮した情報モラル教育を系統的に実施しており、小学校では道徳科、中学校では技術・家庭科、高等学校では情報科の授業のほか、学校行事など学校教育全体を通して情報モラルに関する指導を行っております。

具体的な内容として、情報発信により他人や社会へ影響を与える可能性があること、ネットワーク上のルールやマナーを守ること、情報には

自他の権利があること、情報には誤ったものや危険なものがあることなど、ICTをより適切に使用するためにはどうすればよいかを自分のこととして考える学習活動を行っております。

また、専門の知見を有する関係企業や警察等と連携し、児童生徒及び保護者を対象に、スマートフォンやSNS等の適切な利用に関する講座を実施し、情報モラルの向上に努めております。

次に、冷房設備の整備の促進に向けた県立学校における取組についてです。

県立学校については、全ての普通教室のほか、保健室、職員室、コンピュータ教室及び音楽室に冷房設備を設置してきたところです。

今後は、冷房設備が未整備となつている特別教室及び管理諸室を対象に、特別支援学校を優先して整備を進めることとしており、令和七年度当初予算案に所要の経費を計上しているところです。

次に、北海道・北東北の縄文遺跡群の来訪者に再訪や周遊を促すための取組についてです。

縄文遺跡群の来訪者数は、令和五年度が約四十六万人で、世界文化遺産に登録された令和三年度の約三十万人から一・五倍以上となり、登録効果が現れているものと考えています。

来訪者の再訪、周遊を促進するためには、来訪者の興味、関心に応える取組が必要であることから、県教育委員会では、県内構成資産のガイド養成講座を実施し、縄文遺跡群の価値や魅力を来訪者に十分に伝えることができる人材の養成に取り組んでいます。

また、県教育委員会が事務局を務める縄文遺跡群世界遺産本部では、構成資産ごとの特徴をデザインした御朱印を集めながら遺跡を巡る企画を通じて、縄文遺跡群への再訪、周遊を促進していくこととしております。このほか、来訪者動向調査により、各構成資産における理解度、満足度等を把握、分析し、同本部の施策に反映していきます。

○議長（丸井 裕） 警察本部長。

○警察本部長（小野寺健一） 県民を闇バイトに加担させないための県警察の取組についてお答えいたします。

県警察では、県民を犯罪実行者募集情報、いわゆる闇バイトに加担させないため、あらゆる警察活動を通じた広報啓発活動を行っております。

具体的に申し上げますと、県警察防犯アプリ「まもリン」や県警察ホームページ、YouTube、エックス、インスタグラムなどを活用した情報発信、闇バイト加担防止広報ソングの演奏を取り入れた街頭活動、学校における非行防止教室や高校生を対象としたネットセーフティー研修などを活用した少年が犯罪に加担しないための広報啓発活動、金融機関等と連携した口座売買に関する広報啓発活動などを行い、県民に対して、SNS上で高収入、楽な仕事などとうたった犯罪実行者の募集についての具体的な手口の周知や、犯罪に加担する前に警察へ相談するよう呼びかけを行っております。

県警察といたしましては、引き続き、犯罪情勢を的確に把握し、関係機関や団体などと連携して、県民を犯罪に加担させないための広報啓発活動等を推進してまいります。

○議長（丸井 裕） 三橋議員。

○四十番（三橋 一三） それでは、再質問いたします。

まずは知事から大変数多くの御答弁をいただきましたけれども、ブレイクスルーの発想で今年は取り組んでいくことでありますので、私もいろんなアイデアを考えて、最初に作った原稿が六十五分ぐらいあって、そのうちほとんど自分の提案というのを、会派の代表質問でありますので、削った形で今の五十分の質問をさせていただきました。

その中でもいろんなことを話させていただいたんですが、まず、豪雪、これは災害であるという共通の認識でこれからも動き回らなければいけないということは知事としてしっかり共有できたと思っております。その中でも、今までの対策も青森オリジナルの部分もありますけれども、こ

れでは今年のような雪には対応できない部分もまだあります。そのために先ほど言った除排雪の青森モデルの確立、ここをもう一段、もう二段、ぜひ取組を加速していただきますようお願いします。

その上で、今後被害が拡大するであろう農業被害の対策として、先日はドローンやヘリによる融雪剤の散布の専決処分をなされました。スケジュールには大変厳しいと思うんですけど、ぜひ補正を組んで農業被害に対してしっかりと対応し、不安を取り除くということがこの議会の開催されている間に行われてほしいと願いますけれども、農業被害に関して農家に希望とやる気を与えるような補正予算等の対応、知事、もしお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

県としては、議員御指摘のとおり、農家の皆さんの不安を取り除き、また、次の年へのやる気を出していただくということが非常に重要なことだと思っています。被害に遭われた生産者の皆様に寄り添い、これからも安心して経営を持続できるよう、リンゴの枝折れ、あるいは農業用パイプハウス、それから畜舎等について、本定例会の会期中における補正予算対応も含めて、再生産に向けた支援策を検討させていただきま

す。

○議長（丸井 裕） 三橋議員。

○四十番（三橋 一三） スケジュール的に厳しい中だとは思いますが、でも、やはり政策的な判断も必要ですので、ぜひこれは専決ではなく、この定例会の間で我々がしっかりと議論して、そして議決するような形を取っていただくような対応をお願いいたします。

次に、農林関係もそうですし、様々な形で知事のトップセールス——「#あおばな」の回数は百五回、そしてトップセールス、海外に出られたときは数多くこなされておりますし、県外に出たときも何度か対応していると思いますけれども、県内における回数というのは非常に少ない

のかなとも思っています。ただ、これはやはり新しい次世代の品種が出たときには、県民にその認知度を高めるためにもぜひ知事にトップセールスを足を運んでいただきたいという思いもあります。

それで、大変有効な手段であると同時に、今までいろんな形で結びつきがある企業と、それがやはりどうしても間を置けば結びつきが弱くなってしまう場合もあると思います。このところをしつかり結びつけること、そしてまた、新たな糸を結んでいくということ、この二つの側面から考えて、知事、「#あおばな」も当然大事でありますし、これを減らせと言うつもりは一切ありません。そのタイトなスケジュールの中でもさらにこのトップセールスについて、このトップセールスは知事しかできない話でもありますので、このトップセールスに対してどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

国外も県外もそうですけれども、トップセールスの回数というのは決して私自身少なくはないと思っていますし、折に触れて様々な場面でトップセールスをさせていただいております。先月も大阪、それから東京の市場でリンゴのトップセールスを行ってまいりました。報道あるいは発信の回数が増えたら少ないのかもしれませんが、決して少なくない回数のトップセールスを行っているということはまず申し上げたいと思います。

その上でなんですが、私自ら国内外の県産農林水産品取扱事業者、それから外食産業等を訪問し、先方の社長様をはじめ、経営者層にアピールするトップセールスは、県民を代表して直接産地の現状、課題、ビジョンを伝え、共感を得るとともに、対面の中で信頼関係が醸成できることは本県にとっても非常に大きいことだと考えております。さらには、今後の新たな展開についても、そうした皆様と対話を重ねて有効な取組がその場、その都度出てくるということもありますので、引き続き、こ

のトップセールスには重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 三橋議員。

○四十番（三橋 一三） これは今後様々な場面で我々も目にすると思いますがあると思いますので、ぜひ発信をどんどん続けていただければと思います。

もう一点だけ再質問なんですけれども、再生可能エネルギー、そしてまた、半導体産業、洋上風力の話をさせていただいて、来年度の予算でGX青森に取り組むと。このGX青森というのは、一年、二年の話ではなく、かなり中長期的な話になると思います。そしてまた、我が県をはじめ、全国各地でこういった取組をして、どうしても事業がうまくいかないで失敗したという事例も数多くあります。我が青森県もそういう経験があります。

しかし、チャレンジしないことには始まらない。そして、このGX青森というのは、青森県にとって本当にこれから若者を呼び込む大きな力になると思っています。ですから、核燃料サイクル等も抱える本県であります。脱炭素にも協力している、エネルギー政策にしっかりと協力している青森県だからこそ、このGX青森の分野を知事が本気でやると言えば、我々も全国各地を見て歩いて様々な提言をさせていただきたいと思っています。そして、しっかりと腰を据えて、このGX青森というものを成し遂げていただきたいと思います。

そのためには、やはり青森県だけで取り組むのではなく、実際に来る事業者だけではなく、国としっかりと連動した形でこの取組を進めることが重要だと考えます。この点について知事の考えを伺います。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） GX青森、国との関係で申し上げますと、青森県・立地地域等と原子力施設共生の将来像に関する共創会議の中で取りまとめられた工程表において、本県が提案した全県におけるGX関連産

業の誘致、振興に取り組むということで取り上げられております。

この共創会議を受けた取組方針については、先ほど答弁の中でもありました十二月の核燃料サイクル協議会において、官房長官をはじめ、関係閣僚に確認をいたしました。国から、関係省庁が連携し、事業者と一体となって進めていくという回答がございました。私としては、国と連携することはもちろんのこと、市町村、それから事業者等とも緊密に連携し、新時代にふさわしい新しい形、新しいレベルでの仕事づくり、企業誘致、産業振興等に取り組むGX青森を大いに推進していきたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 三橋議員。

○四十番（三橋 一三） まだいろいろ言いたいことはあるんですけれども、先ほど議場で働き方改革についても進めるべきということを言わせていただきました。十二時になりましたので、これで終わりたいと思います。

○議長（丸井 裕） 午さんのため、暫時休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時再開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

二十二番高畑紀子議員の登壇を許可いたします。——高畑議員。

○二十二番（高畑紀子） 新政未来の高畑紀子でございます。議長のお許しをいただき、所感を交えながら、会派を代表して質問をさせていただきます。

冒頭に、このたびの豪雪災害において亡くなられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

また、岩手県大船渡市で発生した林野火災に対しても、被害に遭われた方に心からお見舞い申し上げます。本県から緊急消防援助隊が出勤し

て活動していることに敬意を表します。

さて、本日は三月三日、ひな祭り、桃の節句です。議場内の方の中にもお子様、お孫様のためにひな人形を飾っている方もいらっしゃると思います。

ひな飾りのお供えにひし餅があります。ひし餅のピンク、白、緑の三色は、雪が解け、緑が芽吹き、花が咲くを表し、子供の健康や長寿や魔よけの意味があると言われています。子供の健やかな成長と幸せを願う日本古来の伝統行事です。少子高齢化が急速に進む中、この世に誕生した子供たちの健やかな成長を願う気持ちは、男の子、女の子、ジェンダーにこだわることなく、思いは皆同じです。このひし餅に込めた雪が解け、緑が芽吹き、花が咲くという願いは、まさしく青森大変革、青森新時代への架け橋の希望にも通ずると考えます。県民がどのようなことに不安を感じ、どのような社会を望んでいるのか、これらの課題を一つずつ雪解けのように解決し、そして春に緑が芽吹くように新たな対策を植え、芽吹かせ、成長させる。その先の二〇四〇年には、若者が、未来を自由に描き、実現できる社会を実現させなければなりません。

基本計画に掲げる七つの政策テーマ、「しごと」「健康」「こども」「環境」「交流」「地域社会」に「社会資本」、これらそれぞれの将来を開く鍵を一つずつつくり上げ、次につなぐ世代のために扉を大きく開いていかなければなりません。

宮下知事は、県民対話集会「＃あおばな」でたくさんの県民の声を聞いておられますが、私も私なりに日頃たくさんの方にお会いし、現場に足を運んで聞いた経験談を交えながら質問に入ります。

初めに、青森県基本計画「青森新時代」への架け橋の推進について伺います。

昨年度策定したこの基本計画では、AX、青森大変革を基本理念に、急激な人口減少、若者の県外流出、全国下位の県民所得、平均寿命の問題など、山積する課題に対応する道筋を示しました。そして、知事は、

これまでの県政の中で、それらの課題に対して早い決断、実行力で、この一年、スピード感を持って対応してきました。全国初の給食費無償化は思い切った取組であり、導入当初は県議会、市町村長と意見の衝突の場面もありましたが、確実に無償化が進みました。

この給食費無償化に関しては、私は、ある現場の声として、次のような意見をいただきました。小・中学校の給食費が無償となり、全ての子供たちが気兼ねなく食事できるようになったことは大きな前進だと思います、今後は無償になっただけでなく、給食の質や量、味も十分に確保してほしいと思うのは望み過ぎでしょうかという内容でした。このたびの新年度予算には物価高騰対策という形で給食費単価相当を上乗せする取組を拝見しましたが、ぜひ質、量、味が落ちない給食が子供たちに提供し続けられるよう期待しています。

そして、県民対話集会「＃あおばな」は百回を超え、幅広い年代の県民の声に耳を傾け、政策に反映していく形が出来上がっています。参加者や報道で目にした県民の中には、自分たちの声が県政に反映され、県政が身近になり、自分たちも県民の一人として一緒に考え、変えることができる実感した方もいます。今後も「＃あおばな」を続け、県政を成長させる大切な声であります。今後も「＃あおばな」を続け、青森大変革を進めていくと思いますが、県民の生の声をより一層、県政に反映することを期待しています。

私なりに基本計画一年目について、給食費無償化と「＃あおばな」の二点を振り返りましたが、令和七年度は基本計画二年目となり、基本計画のめざす姿に向けてさらにアクセルを踏み込み、加速していく年度になると思いますし、そうしなくてはなりません。

そこで質問いたします。

基本計画二年目となる令和七年度は、若者が、未来を自由に描き、実現できる社会の実現に向けて、どのように取り組んでいくのか伺います。

次は、県内中小企業の競争力強化による企業価値の向上についてです。

総務省、経済産業省の令和三年経済センサス―活動調査によると、本県の事業所数は五万五千百十三事業所、従業員は四十九万八千四百十八人、一事業所当たり九・〇人の従業員数で、主に中小企業が青森県の経済と雇用を担っております。

そのような中、昨日、三月二日の地元紙にも掲載されていましたが、帝国データバンク青森支店の二〇二四年休廃業・解散動向調査によると、休廃業、解散は五百六十四件、前年比四十件増で、経営不振による倒産件数七十七件の七・三倍、そのうち四割が黒字企業という結果でした。また、代表者の年代別では、七十年代が四六・七％、次いで八十年代以上が二〇・三％とあり、後継者不足、原材料の高騰、エネルギーコストの上昇、人件費の上昇など、相対的に価格転嫁の乏しい中小企業の収益環境が圧迫されたことが一因と見られています。また、先行き不安から対策をした諦め廃業もあるそうです。

地域経済の成長を支える中小企業を守り、支えるためにも、様々な産業支援機関とも連携し、県内企業の経営改善に向けた伴走支援、融資制度等による経営の安定化や事業促進等を通じて所得向上につなげていく必要があります。また、持続的、安定的な労働力の確保として、若者をはじめ、女性、シニア、障がい者、外国人など、多様な人材がそれぞれの希望や状況に応じて活躍できる環境づくりも必要です。

そこで、まずは中小企業を支える基本的な考え方について、県内中小企業の企業価値を高めるには競争力強化が重要と考えますが、県の認識と今後の取組について伺います。

次に、そのような中小企業を取り巻く状況変化の一つとして、世界的に脱炭素に向けた対応の動きが進む中、国内外の企業もカーボンニュートラル実現を表明しており、企業価値を高めるためにも県内中小企業も脱炭素化に向けたグリーン・トランスフォーメーション（GX）を進める

動きも広がっています。県内企業の対応の遅れが競争力の低下につながってしまうことは何とか避けなければなりません。

しかしながら、経済的なメリットにつなげるための知識や経験不足、対応コスト対策など、中小企業にとってハードルが高いと考え、GXを進めることにちゅうちょしている企業が依然多いと考えます。

そこで、県内中小企業のGX推進に向けた県の取組について伺います。

次に、本県における漁業振興について伺います。

青森県では、二〇二四年三月、農林水産分野においても若者が未来に希望を持ち、全ての生産者が真に豊かさを実感できる力強い農林水産業を実現することを目指すために、「農林水産力」強化パッケージを策定しました。

現在、青森県の年齢階層別の労働人口は、四十五歳から五十四歳が二二・八％と最も多く、六十五歳以上は一七・五％です。さらに、農林水産業では六十五歳以上が最も多く、農業が六一％、林業が二四％、漁業が三九・二％と、ほかの産業に比べて高齢化が進んでいる状況です。

漁業の環境は、主力魚種であるスルメイカ、サバ、サケが不漁であり、ピーク期の一九八八年度に比べて約一五％と大幅に減少しています。また、ホタテガイ養殖業は、海水温の上昇により稚魚のへい死など、海洋環境の変化等への対応も迫られています。

一方、本県では、水産資源の持続的利用と漁業者の所得向上を両立させるため、ホタテガイやサーモン、ナマコなどのつくり育てる漁業を推進しているところですが、

八戸市では、昨年、新たに漁船漁業者がマツカワの養殖に参入するなど、県全域でつくり育てる漁業が推進されていると感じています。昨年、マツカワ養殖事業に参入した経営者は、不漁が続いている中、安定した収入確保だけでなく、経営が安定することで若者が水産業に入ってくれるかもしれないと人手不足と未来の後継者探しにも期待するお話をし

てくださいました。

三方を海に囲まれ、海岸線の津々浦々において漁業や水産関連産業が営まれてきた本県において、漁業の振興は本県経済発展のための重要な課題の一つだと考えます。

そこで、令和七年度は農林水産力の強化に向けて、漁業振興にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、エネルギー産業の振興について伺います。

第七次エネルギー基本計画は、先月、二月十八日に閣議決定されました。再生可能エネルギーを最大の電源と位置づけ、二〇四〇年度の電源構成における再エネの比率を四から五割程度とすることを目指しています。具体的には、太陽光を全体の二三から二九％程度、風力を四から八％程度、水力を八から一〇％程度、地熱を一から二％程度、バイオマスを五から六％程度とするとしています。

本県は地域によって電源構成は異なりますが、火力発電、水力発電、原子力関連産業、陸上風力、洋上風力など、高いエネルギーポテンシャルを持っています。

そこで、第七次エネルギー基本計画では、二〇四〇年度までに再生可能エネルギーの電源構成比を四から五割程度と見込んでいますが、県としての所感を伺います。

また、地球温暖化によるさらなる影響の顕在化を防ぐため、そして、再生可能エネルギー源に恵まれている本県がその資源を本県の発展に有効に活用していくためには、自然環境、自然景観、地域の文化等に配慮した地域と共生する再生可能エネルギーの導入や関連産業の集積等により、環境と経済の好循環、地産地消エネルギー効率の高い自立したまちづくり、暮らしの実現が望ましいと考えます。

そこで、再生可能エネルギーの導入を県内の産業振興につなげていくべきと考えますが、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

次は、外国人材の雇用についてです。

青森県で働く外国人労働者は、全国四十二位と低いものの、六千人を超える外国人労働者がいらっしゃいます。人手不足の中で今後期待できる人材と考えます。私の地元八戸市でも、漁船の乗組員、水産加工会社、建設業等で働く外国人の労働者が貴重な労働力として働いており、欠かせない人材になっていると聞いています。

先日、外国人労働者を雇用している経営者が、現在の外国人技能実習制度から改正入管難民法の新制度、育成就労になると、せっかく育てた人材が賃金の高い首都圏や県外に出ていくのではないかと心配である、家族も一緒に来ることができるので、安心して就労できるメリットもある、長く働いてもらうよう、さらに福利厚生を充実させなければなど、二〇二七年に始まる新制度に対策を講じる必要性を語っていました。

また、高齢者施設等では、介護人材不足のため、外国人労働者の採用を考えているが、どうしたらいいかわからない、費用がかかるのではないかなどの声を聞きました。

県はこのたび、本県の労働力確保に関する取組等の検討に活用することを目的として、県内の事業所、県内事業所が雇用している外国人労働者、県内在住の労働者を対象に、外国人労働者の雇用と副業に関する実態調査を実施いたしました。

そこで、県が実施した外国人労働者の雇用に関する実態調査について、調査結果の主な内容を伺います。

次に、調査結果等を踏まえた外国人材の雇用に対する県の考えと令和七年度の取組について伺います。

また、介護分野では、資格や技能を習得して県内での就職を目指している留学生や技能実習生の方なども一定数いらっしゃると伺いました。県内の留学生などが青森県内で就職するためには、慣れない土地で習慣の違いなど戸惑うことも多いと推察します。

そこで、三点目として、外国人介護人材の生活支援等について、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、少子化対策について伺います。

一九九八年から二〇二三年の二十五年間で本県で生まれる子供の数は約五八％の減少となっています。この減少率は全国二位という残念な結果となっておりますが、さらに追い打ちをかけるように、厚生労働省が二月二十七日に発表した人口動態統計速報値によると、二〇二四年に本県で生まれた赤ちゃんは五千四百十人、二〇二三年に比べ五百九十二人、九・九％減少という驚くべき結果が出ました。新聞の見出しも、減少幅全国平均の倍、出生数ほぼ半減と一面を飾りました。加速度的に少子化が進んでいるという実感です。その主な理由は、若い世代や女性の県外転出であり、県内定着・還流は出生率向上のため、大きな課題です。そのような中、こどもまんなか青森、こども・子育て「青森モデル」において、二〇四〇年を目標に合計特殊出生率二以上を達成し、純移動率を反転させる高い目標に挑戦することを掲げています。少子化対策として、不妊治療費、生殖補助医療の無償化を始めており、子供が欲しいと不妊治療を望む方にとって希望の施策であると思います。

また、二〇二三年度青森県子どもと子育て及び結婚に関する調査で、子供の希望の数と実際の子供の数にはギャップがあることが分かっています。子供の出生数を増やすには希望の子供の数を産める環境づくりが必要と考えます。

そこで、妊娠、出産を希望する方に対する県の取組について伺います。また、合計特殊出生率を二以上にするためには、第二子以降の子供を産出する環境も支援する必要があると思います。

ある保育士さんから、第二子を妊娠した方からの切実な相談内容を伺いました。出産前後に第一子を見てくれる人がいない、おじいちゃん、おばあちゃんも働く現役世代で毎日面倒が見られない、保育園に一時的に預けたいが、急な預かりを受けてくれるところが少ないなど、お一人お一人の生活環境にも異なりますが、周りのサポートを必要とする内容が多くありました。

そこで、次の質問は、第二子以降を産出する際の子供を預ける場所についてお伺いします。

次に、不登校の子供への支援について伺います。

二〇二四年の文部科学省の調査によると、小・中学校における不登校児童生徒数は三十四万六千四百八十二人、前年度二十九万九千四十八人であり、前年度から四万七千四百三十四人、一五・九％増加しました。十一年連続増加し、過去最多となっています。

在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は、前年度三・二％に対し、三・七％と増加しています。不登校児童生徒は、学校に行くことはできるが、教室に入ることができない児童生徒、学校に行くことはできないが、他のところに行くことができる児童生徒、全くどこにも行くことができず、学びにつながない児童生徒の三つに分けられ、それぞれの対策が必要です。

先日、八戸市で初めて開催された不登校に触れようというイベントに参加してまいりました。主催者の名刺には、不登校の親経験者、小学校四年から中学卒業まで学校に行かず、高校で復学した子、パニック障がい、高校転学の後、卒業した子を持つ不登校の親とありました。そして、現在は平日に学校へ行かない子供も親もゆつくりいい場所を運営しています。そのイベントでは、不登校当事者、そして保護者の経験者のインタビューなど、本音で語る場がありました。

その一部を紹介すると、不登校当事者は、不登校になったきっかけは、本当にささいなこと、自宅に籠もり、ああ、このままこの家で一生暮らしていくのかなあと毎日死ぬことばかりを考えていた、そんな生活の中でも親の態度が変わり、自分の生活態度も少し変わり、無気力な自分が、ふと好きなお菓子作りを家で試してみても何か希望が持てた、何となく学校に行ってみたら行けた、その日から少しずつ行けるようになった、ささいだけれども、自分を受け入れられるきっかけだったと話しました。その不登校当事者は、二十歳を超えて今思うのは、あのときは本当につら

かった、でも無駄な経験ではないと思っている、でも不登校のみんながそうではないと経験談を話されました。

また、保護者は、子供を何とか学校に行かせようと頑張ったが、あるときから、私はあなたのことですべて困っていないのよと余裕ある態度で接するようにいったら子供に変化が起きたと話していました。

不登校理由は一人一人違い、保護者、先生方は一人一人に寄り添い、御尽力されていると思います。心から敬意を表したいと思います。

青森県教育委員会では、不登校児童生徒への支援の在り方について整理し、効果的な支援の方向性を検討することを目的に不登校児童生徒支援に関する検討会議を設置し、検討を重ね、昨年九月に検討委員会から教育長に対して提言書が提出されました。

そこで質問いたします。

不登校児童生徒支援に関する検討会議の提言を受けて、県教育委員会では不登校児童生徒支援にどのように取り組むのか伺います。

先ほどお話ししたイベントは、不登校に関する地域の情報を集め、必要とする人に知ってほしいという思いがありました。居場所づくりや親の会、フリースクール、子ども食堂など、並べられていたパンフレットも十以上ありました。お互いに同じ思いで活動している団体が連携を取ることとも今後の支援がさらに広がるものと思います。

不登校児童生徒の支援については、このような民間団体間だけでなく、民間と行政、行政間の連携が大切と考えます。特に県教育委員会と市町村教育委員会とが問題意識や方向性を共有して取り組むことが不可欠です。

そこで、不登校児童生徒支援に関して、市町村教育委員会とどのように連携しているのか伺います。

次に、子供・若者の自殺対策について伺います。

警察庁の自殺統計に基づく厚生労働省のまとめによると、二〇二四年の小・中学生の自殺者数は五百二十七人、前年比十四人増となり、統計

のある一九八〇年以降で最多となりました。内訳は、小学生十五人、中学生百六十三人、高校生三百四十九人、男女別では、男性二百三十九人、女性二百八十八人、女性は三十四人増えて、女子の増加が目立っています。防止するためにも前兆を分析し、支援を強化することが必要と考えます。

相談対応の団体に悩みを抱える子供たちから、死にたい、自分は必要ないといったSOSが多く寄せられているそうです。先ほど紹介した不登校の子供も、死にたいと毎日ずっと考えていた、自分が必要とされていないと自己肯定感が低く、自殺に至らなくても自傷行為を何度もしたと話しています。一歩間違えば不登校から自殺児童生徒になっていたかもしれません。

また、二月二十八日に公表されたこども家庭庁の全国意識調査で、子供の自殺を社会課題の一つと認識している割合は、十五歳から十八歳の子供では八三・七％に対し、十九歳から五十九歳の大人では六二・〇％と二〇％を超える開きがありました。この数字は、子供にとって同世代の自殺関連行動が身近な問題になっていることが背景にあると、子供、若者の自殺予防に取り組むNPO法人の代表が答えています。少子化の中、合計特殊出生率を上げる取組をしている一方で、この世に誕生した大切な命が奪われるのは本当に悲しく、残念でなりません。

「誕生日は大切な命の記念日です。生きているだけで百点満点」。これは、県助産師会によるいのちのお話出前講座で子供たちに伝えている言葉です。主に小学四年生を対象としていますが、希望により中学にも出前講座をしているそうです。私は、この講座を子供も大人も聞いてほしいとおもっています。誰もが人生を全うする権利があります。悩んでいる子供を一人でも多く救うためにも対策が必要と考えます。

そこで、本県における子供、若者の自殺対策の取組状況について伺います。

次は、公立学校における働き方改革の推進についてです。

教職員の働き方については、これまでも数々取り組まれていることは承知しておりますが、実際の先生方に何うと、一般職の職員を帰すために管理職が補っている、教員不足により校長先生も授業を持つてカバーをしているなど、まだまだ改革の推進が必要と考えます。

また、先ほど質問した不登校・自殺問題など、子供を取り巻く環境が変化する中で、未来を担う子供の教育に日々努力されておられる教職員の皆様に心から敬意を表します。

教師がやりがいを持って笑顔で働く環境づくりは一層推進すべきと考えますが、県内全ての公立学校で教職員が働きやすい環境づくりを推進するため、県教育委員会ではどのように取り組むのか伺います。

次は、女性活躍推進に向けた県の取組についてです。

三月八日は国際女性デーです。国連によって女性の地位向上や差別撤廃などを目指し、五十年前の一九七五年三月八日に制定されました。制定されて以降、イタリアではこの日をミモザの日として、女性に愛と感謝を花言葉とするミモザの花を贈る風習が定着しました。アフガニスタンやカンボジアなど二十か国以上でこの日は祝日に制定されているほか、世界各国で女性の権利についてのワークショップやイベントが開催されています。

世界各国の男女格差を表したジェンダーギャップ指数では、二〇二四年度、日本は世界百四十六か国中、百十八位となっており、前年の百二十五位から少し順位を上げたものの、毎年ジェンダー平等後進国と言える下位グループに位置しています。多くの新興国や途上国、日本政府が開発援助している国々よりも低い結果となっています。

なぜ日本は低いのでしょうか。昭和時代からの風習、男性は働きに出て、女性は家事をするという無意識の偏見、男はこうあるべき、女はこうあるべきという思い込みがまだ根づいているからかもしれません。しかし、平成、令和と時代は変わり、今では男性が家事を手伝うではなく、家事分担や家事シェアと言われるように変化しました。

しかし、女性が生き生きと社会で活躍するためには、仕事と家庭のジェンダーギャップをさらに解消していくことが大切と考えます。ギャップを解消することで女性も男性も誰もが生きやすい社会につながります。

そこで、一点目として、女性活躍推進に向けた今年度の取組内容について伺います。

二点目として、女性活躍推進に向けてどのように取り組んでいくのか伺います。

次は、障がい者の雇用促進について伺います。

私は、ホテル勤務時代に求人をしてもらえなかった経験があり、人手不足で悩んでいるとき、障がいを持つ方々を雇用し、大変助かった経験をしております。仕事内容は、客室清掃、宴会後の会場の片づけなどが主ですが、仕事の仕方を教えると真面目にしっかりと働いてくれました。

また、特別支援学校で地域の方々にカフェを提供するという一方で、生徒に接客の御指導をさせていただいた経験があります。

健常者も障がいを持っている人も一人一人特性があります。カフェの運営では、人前に出るのが楽しい生徒、人とのコミュニケーションが苦手、調理場で料理提供に従事する生徒、どの役割も大切で、どれも欠かせないスムーズにお客様には対応できません。このカフェで働く経験を通して、お客様からありがとうと感謝の言葉をかけられ、働く楽しさを実感した生徒もいました。

このように、障がいがある方も本人の特性を生かし、活躍できる場があると思います。コミュニケーションは苦手だけれども、パソコンスキルが高い人、外で農作業が得意な人、手先が器用だから小物作りが得意な人、それぞれの障がいという多様性を受け入れ、生かし、社会で活躍できる場がもっとあっていいのではないかと思います。障がいがある人もない人も企業も共に成長につなげることが必要と考えます。

そこで、障がい者の雇用促進に向けて、県はどのように取り組んでい

くのか伺います。

次に、世界文化遺産北海道・北東北の縄文遺跡群の保存・活用についてです。

北海道・北東北の縄文遺跡群は、二〇二二年七月二十七日、世界文化遺産に登録されました。北海道・北東北は、青森県の世界自然遺産白神山地や北海道の知床と美しい自然が今なお色濃く残る緑豊かなところ です。北海道・北東北の縄文遺跡群は、この豊かな自然の恵みを受けながら、一万年以上にわたり、採集、漁労、狩猟により定住した縄文時代の人々の生活と精神文化を今に伝える貴重な文化遺産です。我が国最大級の縄文集落跡である青森市の特別史跡三内丸山遺跡や、大規模な記念物である鹿角市の特別史跡大湯環状列石をはじめ、北海道から北東北に残る数多くの縄文遺跡は、我が国の歴史と文化の成り立ちを今に伝えています。

今年一月二十六日、北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録三周年記念東京フォーラムに出席してきました。主に「環状列石とは」と題した基調講演、各地域五か所の担当者の報告、そして環状列石の謎を考えるパネルディスカッション、現在に残された遺跡から古代に思いをはせる大変興味深い内容でした。

しかし、課題として、モニタリングをはじめ、構成資産周辺で計画された開発事業による資産への影響を事前に評価する遺産影響評価の実施をするなど、縄文遺跡群の価値に負の影響が及ばないよう、保全の仕組みづくり、情報発信などの強化が必要と思われます。

当県では、昨年四月二十六日に「あおもり縄文ステーション じよもじよも」が青森駅東口にオープンし、オープンから五十三日目となる六月十七日に来場者五万人を達成し、情報発信に大いに貢献していると感じています。それは関心がある方が多いことの表れでもあると思います。

そこで、北海道・北東北縄文遺跡群の価値や魅力を次の世代に引き継

ぐため、世界文化遺産登録から四年を迎える縄文遺跡群の価値や魅力の発信について、県教育委員会はどうのように取り組んでいくのか伺います。

次に、今冬の豪雪やその他の自然災害、危機事態が発生した場合の県の対応について。

本県では、昨年末から冬型の気圧配置や寒気の影響により、津軽地方を中心に大雪に見舞われました。昨年の十二月の最も深い積雪の主な地域は、青森市百十五センチ、弘前市八十四センチ、五所川原市七十九センチと、年末を迎えた県民の生活に大きく影響を与えました。大雪に見舞われた市町村では、早いところで十二月二十三日に鶴田町が豪雪警戒本部を設置、それから次々と各市町村で豪雪警戒本部等を設置しました。

本県も指定観測点五か所のうち、青森市、弘前市が警戒積雪深を上回っていること、その他の観測点も平年の積雪深を上回っていること、その大雪により道路状況の悪化に伴う交通障害など様々なことが発生し、県民に多大な影響が出ているとして、一月四日、宮下知事を本部長とする豪雪対策本部を設置いたしました。各市町村の対策本部に呼応するように設置したことは、市町村に寄り添った危機管理体制であったと思います。

しかしながら、十二月から二月まで連続する大雪で酸ヶ湯温泉は五百九センチに達し、観測史上二番目の積雪となりました。豪雪被害に見舞われた方々が雪下ろしによる災害、家屋の倒壊など、被害が拡大しております。ここ数日の気温の上昇により、さらに落雪、雪崩の危険も増しており、まだまだ警戒は緩められない状況です。この冬は想像を超える豪雪災害ですが、今後、経験を超える災害等が発生するかもしれません。そこで質問いたします。

一点目として、豪雪やその他の自然災害、危機事態に対応するための県の体制と、その設置基準について伺います。

二点目として、今後、自然災害や危機事態が発生した場合に備え、県はどのような取組を行っているのか伺います。

次に、道路除排雪について伺います。

今回の豪雪で道路除排雪が追いつかず、県民から多くの除排雪要請や苦情が出ていました。同僚議員にも除雪を早く何とかしてほしいと苦情、要望が数多くあったと聞いております。生活道路が寸断され、また、高齢の方々まで一日何回も終わりの見えない雪かきをしている報道が毎日のようにありました。地域によっては除雪の回数に差があり、苦情も出ていました。

そこで、県管理道路における道路除雪の出動基準について伺います。

次に、今回の除排雪に対して、除排雪が滞っている地域に雪の影響が少ない自治体から業者を派遣するという青森県の方針に基づき、むつ市の建設業者が支援したという報道や、八戸市も津軽地方に除排雪を支援したと聞いております。

そこで、今冬の豪雪を踏まえ、国と県が連携して行った市町村除排雪支援の取組について伺います。

次は、農林水産業の災害対策についてです。

二月二十八日時点の県の発表によると、判明分で被害額は一億九千九百十万五千円、リンゴ枝折れ十一市町村、農業関係施設被害、特にパイプハウス二百二十五棟と被害が広がっています。宮下知事は、想定を上回る今回の豪雪被害の状況を確認するため、自ら現地に赴き、農業者の声を聞き、緊急的にリンゴ園地への無人ヘリ等による融雪剤の散布に向け、支援策を打ち出した迅速な対応は評価すべきと思います。今後も被害対策をできる限り速やかに把握していく体制や、過去の対応なども参考に、復旧に向けて迅速に支援していくことが重要であると考えます。

さらに、今回は今回の豪雪被害のほか、大雪の雪解けによる夏場の洪水や土砂崩れなど、昨今の気候変動に伴う災害の頻発化に日頃から備えるべきと考えており、まずは被害を未然に防ぐことが重要であり、引き

続き県では農林水産業の各分野で必要な対策を講じる必要があると考えます。

そこで、農林水産被害の状況把握に向けた県の対応と、過去に講じた主な復旧対策の内容について伺います。

次は、北朝鮮による拉致問題の啓発について伺います。

昨年、令和六年十一月二十三日、全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会に出席してまいりました。拉致被害者家族では、家族会代表の横田めぐみさんの弟の横田哲也さんをはじめ、有本恵子さんのお父様、有本明弘さん九十六歳、横田めぐみさんのお母様、横田早紀江さん当時八十八歳、現在八十九歳、ほか多数御出席されておられました。御家族の訴えとして、横田早紀江さんは、親世代は有本さんと私だけになった、高齢の私たちには時間がない、早く返してほしいと絞り出すようにおっしゃっていました。

しかし、その願いもむなしく、数か月後、有本明弘さんは、先月、二月十五日御逝去されました。その訃報に有本さんの御長男は、再会を果たせず残念でならないと言葉を詰まらせ答えていた姿を報道等で目にされた方も多いと思います。石破総理も、今回亡くなられたことは本当に残念であり、最後に交わした言葉は私の脳裏に強く焼きついている、あらゆる方策を講じて拉致問題を解決することは私どもの内閣として至上命題であると認識していると衆議院予算委員会が発言しています。私もそのときの国民大集会で拝見した有本さんのお姿が最後と思うと本当に残念でなりません。

警察庁ホームページによると、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者八百七十一人、うち本県は、ホームページに記載されている方で五名となっております。拉致被害者と同様に一刻も早く帰国を望む御家族も気持ちは同じだと思います。また、私たち県民もこの事実を他人事と思わず、同じ国民、県民として人身安全事案として忘れず意識することが大切と考えます。

このような中、本県では、昨年十月に拉致問題を考える国民の集い i n 青森が開催されました。

そこで、令和六年十月の拉致問題を考える国民の集い i n 青森の開催実績と、本県における今後の啓発の取組について伺います。

最後に、特殊詐欺等の被害の未然防止について伺います。

警察では、詐欺被害の未然防止のため、著名人を活用したポスター等の各種広報活動や具体的な犯行手口の周知等に取り組んでいるものの、被害は後を絶たない状態です。令和六年中の詐欺による被害額は六億円以上に上り、先月二十六日の新聞報道では、八十代女性が六千万円の被害や、警察官をかたる電話で三十代男性が二十万円の被害など、警察官をかたる手口が見られるなど、ますます巧妙化しております。

また、昨年からよく耳にする SNS 型投資・ロマンス詐欺は、全詐欺被害金額のうち、約四億四千万円と約七割を占めており、高齢者から若い年代までの幅広い年代が被害に遭っています。これは県民にとって大変身近であり、明日は我が身と不安を抱く方も大勢いることと感じています。現に、不審な電話がかかってきたと話す方々が少なからず周りにもいらっしやいます。

そこで、本県における令和六年中の特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺の発生状況とその特徴について伺います。

また、その一方で、窓口対応の銀行員が詐欺に気づき、被害を未然に防いだ例もあるなど、県警察の対策は一定の効果を出しているとは思いますが、県警察の運営方針「安全・安心を実感できる青森県の実現」のため、引き続き詐欺被害の未然防止に取り組んでいただきたいと考えています。

そこで、二点目として、新たな手口の詐欺被害を防止するため、県警察はどのように取り組んでいくのか伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 高畑議員にお答えいたします。
私からは、まず、基本計画二年目となる令和七年度の取組についてお答えいたします。

令和七年度においては、これまで同様、対話を重視しながら GX 青森の推進による新たな仕事づくりや若者の県内定着に挑戦するほか、ICT を活用した医療環境の向上、共生社会の実現、未来への投資としてのこども・子育て「青森モデル」や学校教育改革の推進など、青森県が変わり始めていると県民の皆様にご実感していただけるような新機軸の施策を展開してまいります。

私としては、県民の皆様から届けていただいた声をしっかりと形にし、変わっていく青森県の未来に県民の皆様が希望を持てるよう、青森新時代の実現に向けて挑戦をしていきたいと考えております。

続きまして、県内中小企業の競争力強化についての県の認識と今後の取組についてお答えいたします。

物価高や人材不足など厳しい社会経済情勢の中にあつて、県内中小企業が持続的に発展していくためには、社会課題解決や付加価値創出の取組等を促進することで競争力の強化を図り、社会的価値の向上等によって企業価値を高めていくことが重要と認識しております。

こうした中、カーボンニュートラルと経済成長の両立を目指すグリーン・トランスフォーメーションは、新たな生産拠点の整備に向けた投資の進展、経済波及効果や良質な雇用の創出と人材定着などが見込まれ、仕事づくりと若者の定着につながる大きな可能性を持つ分野であると考えております。

そのため、令和七年度当初予算案においては、目玉となる施策として GX 青森の推進を掲げ、県内各地域の特性や優位性を生かした企業の誘致や産業の集積に戦略的に取り組むこととし、裾野が広く、幅広い産業に波及効果をもたらす半導体関連産業の誘致活動のほか、県内中小企業にとってもビジネスチャンスとなる GX 推進に向けた新製品、サービス

の開発支援等を行うこととしております。

続きまして、農林水産力の強化に向けて、漁業振興にどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

私は、漁獲量の低迷や燃油価格の高騰など、漁業経営が厳しさを増す中においても漁業者が豊かさを実感できるよう、「農林水産力」強化パッケージに掲げるプロジェクトを着実に進めていく必要があると考えております。

具体的には、主力魚種である養殖ホタテガイの成長産業化を実現するため、昨年十月に策定した陸奥湾ホタテガイ総合戦略に基づき、安定採苗に向けた連携体制づくりや、効率的な採苗に向けた技術開発などを重点的に進めます。

また、養殖業への転換を推進するため、サーモン養殖のプレーヤーの掘り起こしを進めるとともに、漁獲対象魚種の複合化に向けて、ナマコの増殖やアイナメの種苗放流といった栽培漁業の取組を強化いたします。

さらに、ICTの活用などによるイカ釣り漁業の効率化のほか、国の事業を活用した漁港、漁場の整備、漁業者の確保、育成に向けた定着支援プログラムの導入などに取り組むことで、水産資源の持続的な利用と漁業者の所得向上の両立を目指してまいります。

続きまして、第七次エネルギー基本計画におけるエネルギー電源構成比についての県の所感についてお答えいたします。

第七次エネルギー基本計画は、今後のDXやGXの進展による電力需要の増加が見込まれる中であって、資源小国である我が国の事情を踏まえ、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないよう、バランスの取れた電源構成を目指すものと受け止めております。

続きまして、妊娠、出産を希望する方に対する県の取組についてお答

えいたします。

妊娠、出産を希望する方に対する県の取組としては、令和七年度からは、公的医療保険の対象となる一般不妊治療の自己負担への全額助成、妊婦が遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する際の交通費支援を実施する市町村への補助を行うこととしています。

今後も、子供を産み育てやすい子育て環境の充実に向けて取り組んでまいります。

続きまして、女性活躍推進についてどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

私は、近年の急速な人口減少、その中でも女性の社会減が大きい青森県においては、働く意欲のある女性が様々な地域や職業分野においてその能力を十分に発揮し、活躍できる環境づくりが重要であると考えております。

このため、経営者の意識改革や必要ときに休業しやすい職場環境の構築の促進、女性のエンパワーメント機会の拡充やチャレンジを促進する機運の醸成などの取組を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児参加の促進など、女性活躍の推進に向けて、引き続き積極的に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○副議長（寺田達也） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 昨年十月の拉致問題を考える国民の集いin青森の開催実績と、本県における今後の啓発の取組についてお答えいたします。

拉致問題に対する県民の認識を深め、解決に向けた世論を喚起するため、昨年十月、拉致問題を考える国民の集いin青森を開催し、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための青森の会の会員、県民の皆様など、合計百四十名に御参加いただいたほか、インターネット配信でもこれまでに千回以上の視聴をいただいております。

当日は、拉致被害者横田めぐみさんの弟である横田哲也さんの講演や、拉致の可能性を排除できない失踪者で、弘前市の自宅を出て行方不明となった今井裕さんの御家族による訴えのほか、青森中央学院大学の学生からの若い世代によるメッセージを発表いただきました。

県としては、拉致問題の解決に向けては多くの国民が声を上げることが重要であることから、今後とも、国や関係団体などと連携しながら情報発信を行い、県民の理解促進に努めてまいります。

○副議長（寺田達也） 総合政策部長。

○総合政策部長（奈良浩明） 外国人材の雇用に関する御質問二点にお答えいたします。

初めに、県が実施した調査結果の内容についてです。

外国人労働者の雇用に関する実態調査は、外国人労働者の受入れに関する本県の実態を把握し、今後の対応の検討に活用することを目的として、昨年十二月に県内事業所と県内事業所が雇用している外国人労働者を対象として実施しました。

事業所向け調査では、回答のあった九百四十七社のうち、約九割が人材確保に関し、確保できていない、または将来に不安を感じているとの回答でした。外国人労働者については、雇用しているとした事業所は一四・六%であるものの、雇用していない事業所のうち約六割が現在検討中、または何らかの検討をしたいと回答しています。また、外国人労働者の雇用、定着に必要なこととしては、雇用手続への支援、日本語教育の充実、事業者向け相談窓口の設置、住宅確保の支援などが上位となっています。

また、外国人労働者向け調査では三百七人から回答があり、このうち約九割が今の会社に満足しているとしています。一方、仕事や生活で困っていることには、給料の安さ、仕事の量、コミュニケーションや言葉の問題、文化や習慣の違い、物価の高さなどに加え、寒さや雪という回答も見られました。

次に、外国人材の雇用に対する県の考えと令和七年度の取組についてです。

今般、県が実施した実態調査の結果から、多くの事業所が人手不足を感じ、人材の確保が困難になっていること、また、人材確保に向けて、外国人労働者の雇用に対する関心が高まっていることが分かりました。

労働力不足は、本県経済や県民の所得向上にも影響する大きな課題と捉えており、若者や女性の定着・還流、シニア層などの潜在労働力の就業促進など、様々な取組により労働力を安定的に確保していくことが重要と考えています。

その中で、外国人労働者については、各事業者の判断が前提となりますが、県といたしましては、事業者の関心の高まりに応え、雇用に前向きな事業者が必要な人材を確保できるよう、サポートしていきたいと考えています。

令和七年度においては、事業者向け外国人労働者の受入れ相談窓口の設置、受入れ環境づくりを支援するための市町村に対する補助金の創設、留学生の県内就職促進に向けた企業との交流、見学会の実施などに取り組んでまいります。

○副議長（寺田達也） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 御質問三点にお答えいたします。

まず、少子化対策のうち、第二子以降を出産する際の子供を預ける場所についてです。

出産のための入院により子供を預ける必要がある場合、市町村が実施する一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業を活用することができます。

一時預かり事業は、認定こども園、保育所などで乳幼児を預かるもので、二十九市町村が実施しております。ファミリー・サポート・センター事業は、児童の預かり援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方とが相互援助活動として行うもので、六市が実施しております。子育て短

期支援事業は、児童養護施設等で宿泊を伴って子供を預かるもので、十
四市町村が実施しています。

次に、女性活躍推進に向けた今年度の取組内容についてです。

県では、女性活躍を推進するため、固定的性別役割分担意識の解消に
向けて、今年度、仕事と家庭のジェンダーギャップ解消事業を実施しま
した。

具体的には、女性の経済的自立を促進するセミナーを七月に開催し、
九十六名の女性の参加があったほか、地方で稼げるスキルの習得促進を
目的としたデジタルスキル講座を九月から五か月間にわたり開催し、十
一名がこれを修了いたしました。

また、男性の家事シェアを促進するため、県内のスーパーなど百二十
四店舗でポスターやのぼりの掲示などにより意識啓発を行うとともに、
令和七年一月と二月に啓発イベントを県内二か所で開催し、家族連れの
方など約三百三十名の来場がありました。

さらには、経営者層の意識改革等を目的にあおもり女性活躍推進協議
会を十二月に開催し、知事と関係団体二十一名の出席者とで女性の活躍
推進に向けた課題や困り事などについて意見交換を行いました。

最後に、障がい者の雇用促進に向けた取組についてです。

県では、障がい者雇用に対する県内企業の理解を促進するため、障が
い者が働きやすい職場づくりに関するセミナーや企業見学会を開催す
るほか、障がい者雇用に関する支援制度を記載したリーフレットや雇用
事例集などを作成し、その周知に取り組んでいきます。

また、障がい者の就労を支援するため、県が指定している障害者就業・
生活支援センターを介して短期間の職場実習を実施するほか、支援事例
や課題などの共有を通じて関係機関の職員のスキルアップを図るなど、
引き続き障がい者の雇用促進に積極的に取り組んでいきます。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 再生可能エネルギーの導入を県内

の産業振興につなげることにについてお答えいたします。

良好な風況など再生可能エネルギーに恵まれた本県において、地域と
再生可能エネルギーとが持続可能な形で向き合い、共存共栄していくた
め、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例案を作成し、
今定例会に議案として提出し、御審議いただいているところでありま
す。

今後、この条例に基づき、自然環境や地域との共生を図りながら、本
県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進するとともに、洋上
風力発電や水素・アンモニア関連産業など各地域の特性や優位性を生か
したGX関連産業の誘致、集積などに戦略的に取り組み、仕事づくりや
若者の定着に挑戦していきます。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問二点についてお答えいたしま
す。

まず、外国人介護人材の生活支援等について、県はどのように取り組
んでいくのかについてお答えいたします。

県では、外国人介護人材が安心して県内の介護現場で就労、定着する
ためには、生活費の支援のほか、コミュニケーションや学習、メンタル
ヘルスケア等の生活支援等が重要であると考えています。

このため、県としては、これまで実施してきた外国人介護人材の交流
会や、外国人留学生に対する修学資金の貸付け等の支援事業を継続する
とともに、八戸市や南部町が実施している介護事業者による外国人介護
人材への生活支援等に対する補助事業を県内全市町村が実施するよう
強く働きかけていきます。

次に、本県における子供、若者の自殺対策の取組状況についてお答え
いたします。

県では、子供・若者世代に向けて、既存のSNSを活用した相談事業
の実施のほか、今年度より新たに精神科医や弁護士等で構成されること

も・若者自殺危機対応チームを設置し、学校や市町村などからの相談に
対して、多職種チームにより助言等の支援を行っています。

また、悩みを抱える方々からの電話相談窓口を開設している民間団体
との連携や、テレビコマーシャルなどを活用した広報などにより、相談
窓口の普及啓発に取り組んでいます。

○副議長（寺田達也） 経済産業部長。

○経済産業部長（三浦雅彦） 県内中小企業のGX推進に向けた県の取
組についてお答えいたします。

世界的な脱炭素の機運が高まる中、県では、カーボンニュートラル実
現に向けた対応を成長の機会として捉え、GXに取り組む県内中小企業
を支援しています。

具体的には、県内中小企業等を対象に、GXに関する意識啓発を図る
セミナーや、グリーン成長戦略関連産業への参入に向けた研修会を開催
しているほか、GX推進アドバイザーによる経営戦略策定に関する助言
や、脱炭素化に資する設備の導入に対する補助を行っています。

また、令和七年度からの新たな取組として、県内中小企業のグリーン
成長戦略関連産業への参入を促進するため、GXの実現に寄与する新製
品、新技術の開発経費への補助制度を創設することとし、令和七年度当
初予算案に所要の経費を計上しているところです。

○副議長（寺田達也） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 農林水産被害の状況把握に向けた県の対
応と、過去に講じた主な復旧対策についてお答えいたします。

県では、気象警報等が発表された場合、夜間、休日にかかわらず、原
則として本庁及び地域農林水産部の災害担当者が登庁し、市町村や関係
団体などから被害情報を収集するとともに、警報解除後には速やかに現
地調査を行い、被害の状況把握に努めています。

一方、過去に県が講じた主な復旧対策については、百二十六億円の被
害が生じた平成十七年一月から三月の豪雪災害の際に、被災したリンゴ

樹の植え替えに要する費用に対して支援しました。

また、百六十九億円の被害が生じた令和四年八月の大雨災害の際に
は、被災したリンゴ園地において、落下した果実と流入したごみの処理
費用に対して支援したほか、土砂の流入があった農地・農業用施設、山
腹崩壊があった山林及び流木が漂着した漁港施設の迅速な復旧などに
取り組んだところです。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 道路除排雪についての御質問二点にお答
えいたします。

初めに、県管理道路における除雪の出動基準についてです。

県管理道路における道路除雪は、交通量が少なくなる深夜から早朝に
かけての限られた時間内で安全かつ効率的に作業を終えることや、降雪
状況等により刻々と変化する路面状況に対応することなどが求められ
ます。

このため、県管理道路では、降雪量が十センチメートル以上の場合や、
降雪量が五センチメートル程度であっても降雪状況や気象情報等によ
り雪が降り続くことが予想される場合等の基準に基づき、除雪作業に出
動する体制としております。

次に、今冬の市町村除排雪支援の取組についてお答えいたします。

今冬は、津軽地域における記録的な豪雪により、主に市町村が管理す
る生活道路を中心に大きな影響が生じました。

こうした状況を踏まえ、降雪の比較的小ない地域から多い地域の市町
村へ圏域を越えた除排雪機材等を支援するマッチングを県が担うこと
により、市町村が行う生活道路等の除排雪を支援する県内初の試みに着
手したものです。

先月末の時点での実績は、支援を希望した津軽地域の六市町村に対
し、ダンプロック延べ二百十一台を支援しており、青森県建設業協会
による協力もあり、迅速かつ効率的な支援が実現したものと考えていま

す。

また、国や県が市と連携し、国または県が手配したダンプトラックで市道から掃き出された雪を一斉運搬するスクラム除雪につきましては、青森市内の二か所及び弘前市内の一か所でそれぞれ実施されました。

○副議長（寺田達也） 危機管理局長。

○危機管理局長（豊島信幸） 御質問二点についてお答えいたします。

まず、自然災害、危機事態における県の体制、設置基準についてでございます。

気象の特別警報などにより、大規模な被害の発生、または発生のおそれがある場合、知事が本部長となる災害対策本部を設置いたします。

また、危機事態により被害の拡大防止等を図るために全庁的な対応が必要な場合、同じく知事が本部長となります危機対策本部を設置いたします。

豪雪対策につきましては、今般、危機管理局長が本部長となります豪雪警戒本部の設置基準を、県内五地区の積雪状況やその他の地域にあっても複数の市町村で警戒態勢を取っている場合とし、そうした状況の中で豪雪による広域的な災害の発生、または発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合に、知事が本部長となります豪雪対策本部を設置することといたしました。この内容につきましては、地域防災計画に改めて規定する予定でございます。

続きまして、自然災害や危機事態が発生した場合に備えた県の取組についてお答えいたします。

自然災害等の発生時には、行政自らが被災し、人、物、情報などの利用が制限されることから、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保をBCPとして取りまとめしており、こうしたことを通じて大規模災害時の業務継続に努めています。

また、総合防災訓練や災害対策本部図上訓練などの各種訓練を実施し、職員の対応能力向上や関係機関等との連携・協力体制の強化とともに

に、訓練で判明した課題等を各種マニュアルに反映させるなどして、組織としての対応力向上を図っているところでございます。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問四点にお答えいたします。

まず、不登校児童生徒支援に関する検討会議からの提言に対する取組についてです。

不登校児童生徒支援に関する検討会議の提言では、校内教育支援センターを設置し、支援に当たることが重要であるとされていることから、現在四校で実践研究を進めている多様な支援の在り方に関する研究成果等を県内の小・中学校と共有しています。

また、不登校支援に賛同する民間団体の協力を得て校内教育支援センターの環境整備を行っており、令和七年度も取組を継続したいと考えています。

さらに、外部専門家との連携が重要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣形態を見直すほか、資質向上のための研修を行うなど、相談体制のより一層の充実に取り組んでいきます。

そのほか、提言内容を市町村教育委員会や学校、関係機関と共有し、それぞれの立場でできることから取組を進めるよう働きかけていきます。

次に、不登校児童生徒支援に関する市町村教育委員会との連携についてです。

県教育委員会では、市町村教育委員会、県関係部局、民間支援団体等の参加を得て連絡協議会を開催し、相互の理解を深め、連携することにより、児童生徒及び保護者等への支援の充実につなげています。

また、市町村教育委員会を訪問し、不登校児童生徒の状況や支援状況について情報を共有し、必要に応じて指導、助言を行っているほか、校内教育支援センターや市町村が設置する教育支援センターの設置を働

きかけています。

次に、県内全ての公立学校で教職員が働きやすい環境づくりを推進するための取組についてです。

県教育委員会では、学校における働き方改革プランを策定し、教職員がワーク・ライフ・バランスを実現し、心身ともに健康で心にゆとりを持って働くことができること、教職員が子供と向き合うことのできる時間を十分に確保し、やりがいを持って働くことができること、このような職場環境の構築を通じて、学校教育の質の維持向上を目指し、様々な取組を進めております。

働き方改革の取組は、県立学校だけではなく、市町村立小・中学校を含めた県内全ての公立学校で進めることが必要と考えており、今年度から統合型校務支援システム導入などの働き方改革に向けた環境整備を進める市町村に対し、補助を行っています。

このほか、学校の主体的な業務改善の推進に向けた伴走型支援、市町村教育委員会教育長との課題等に関する意見交換、小・中学校を含めた県内公立学校的好事例の紹介などにも取り組んでおり、引き続き、市町村教育委員会や各学校と密に連携し、一丸となつて働き方改革を推進してまいります。

次に、世界文化遺産登録から四年を迎える縄文遺跡群の価値や魅力を発信するための取組についてです。

県教育委員会が事務局を務める縄文遺跡群世界遺産本部では、青森県や東京都でのフォーラムを継続的に開催するとともに、縄文に触れる機会の少ない西日本での認知度向上に重点を置き、福岡県や大阪府、愛知県でもフォーラムを開催してきました。

また、今年度は、新たに世界文化遺産に登録された新潟県の佐渡島の金山と互いに主催するフォーラム会場にブースを設置してPRするなど、全国の世界遺産関係自治体との連携も進めており、今後も縄文遺跡群の価値や魅力の発信について、関係自治体等と連携、協力しながら取

り組んでまいります。

○副議長（寺田達也） 警察本部長。

○警察本部長（小野寺健一） 特殊詐欺等の被害の未然防止に関する御質問のうち、本県における令和六年中の特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の発生状況とその特徴についてお答えいたします。

令和六年の県内における特殊詐欺認知状況につきましては、暫定値で認知件数九十七件、被害額約一億七千五百七十八万円となっております。

主な特徴といたしまして、手口別では、架空料金請求詐欺が全体の約七割、六十五歳以上の高齢者の割合は全体の約三割となっており、架空料金請求詐欺の中でもインターネット広告等をきっかけとした、主に副業を名目とした被害、サポート詐欺と呼ばれるパソコンのウイルス感染除去を名目とした被害を多く認知しております。

次に、令和六年の県内におけるSNS型投資・ロマンス詐欺認知状況につきましては、暫定値で認知件数六十七件、被害額約四億四千六百一十万円となっており、主な特徴といたしましては、被害額が一千万円を超えるなどの高額な被害が多いこと、六十五歳以上の高齢者の割合は全体の約一割で、幅広い世代が被害に遭っていることなどが挙げられます。

次に、新たな手口の詐欺被害を防止するための県警察の取組についてお答えいたします。

特殊詐欺をはじめとした被害の防止に関する県警察の基本姿勢といたしまして、より多くの県民に最新の手口、パターン、ワードを具体的に周知すること、被害者は被害に遭っていることに気づかない場合があることから、家族や知人、金融機関、コンビニエンスストア等の周りの方が気づきを促すなど、社会全体として対応していくことが重要であると考えております。

そのため、県警察といたしましては、情報を把握し、新たな手口等を

認知した際は、県警察防犯アプリ「まもリン」や県警察公式エックス、インスタグラムなどを活用した迅速な情報発信、新たな広報資料を作成し、講話や広報活動等の際に活用して注意喚起を行う広報啓発活動などを行い、関係機関等と連携し、より多くの県民に手口に関する情報の浸透を図る取組を進めてまいります。

○副議長（寺田達也） 高畑議員。

○二十二番（高畑紀子） 知事はじめ、各部署の皆様、御答弁ありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきます。

まずは本県における漁業振興についてということで、漁業者確保に向けた取組の方法も説明はいただきましたが、実際、漁業関係者に伺うと、やはり漁業者の確保や担い手が現実的にはなかなか難しいし、重労働ですぐ辞めるという方もあったり、なかなかイメージがよくないという現実の悩みが多く聞きました。また、実際に働いてみると労働環境とか、福利厚生が整っていないとか、本当にいろんな悩みもあったわけなんです。改めてもう一度、県の漁業者の確保、育成に向けた取組の具体的な内容をもう少し聞かせていただければと思います。

○副議長（寺田達也） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 県では、新規漁業就業者の確保に向け、操業の様子などの動画をSNS等で広く発信するほか、首都圏での就業支援フェアへの参加や県内での就業希望者向けイベントの開催などに取り組むこととしています。

また、新規就業者の確保から地域への定着まで関係者が一体となって支えていくため、船上作業の体験やベテラン漁業者の下で専門技術を学ぶ長期研修などを組み合わせた新規漁業就業者確保・定着支援プログラムを策定することとしております。

○副議長（寺田達也） 高畑議員。

○二十二番（高畑紀子） ありがとうございます。これがぜひ実りあることで増えてくることを願いますが、県内では漁師さんのカードがあっ

てすごい人気があるとか、それから、最近テレビで拝見しましたが、若者がなぜか漁業に行っているというのがこの間もニュースでありました。頑張れば一千万円以上の収入があるというようなテレビの報道でもあったんですが、過酷労働の中で働くので実際定着するかなと、そういうニュースも見ておりました。ともかく、漁業の担い手、我々の大事な職ですので、テレビの報道でああやって人が来ることもあるかもしれませんが、今言った広報をしながら、一人一人地道に新規就業者を集めていくように御尽力をお願いいたします。

続きまして、少子化対策について再質問させていただきます。

特に二点目にお話しした第二子以降を出産する際の子供を預ける場所についてです。先ほどの質問の内容にも、やはり二人目を妊娠し、さあ、いよいよ産む、産休を取った、しかし、第一子の預け場所がないとか、シングルマザーであるとか、両親がそれぞれ現役世代でやはり働かないというようなお話の中で、では保育園に一時預けようというところ、間隔が空いているのですぐ預ける場所がないという本当に現実に困ったSOSのお話を現場から聞いてきています。

そこで、ベビーシッターという制度があると聞いていますが、子供を預ける支援の充実のためにベビーシッターの利用促進もさらに必要と考えますが、県の見解を伺いたいと思います。

○副議長（寺田達也） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 本県における居宅訪問型保育事業、いわゆるベビーシッターの届出事業者は、令和六年十一月一日現在で十一か所となっております。

県では、急な子供の預かりや社会参加、リフレッシュ機会の増加を図るため、ベビーシッター制度の普及拡大について様々な御意見をいただいております。県としては、ベビーシッターの利用促進に向けて、令和七年度から新たにキッズシッター、病児シッターの利用者への支援を実施することとしております。

○副議長（寺田達也） 高畑議員。

○二十二番（高畑紀子） 今十一か所ということで、何名が登録されて、そこに活用できるかというのはまだまだ未知だとは思いますが、ぜひキッズシッターや病児シッターなどをやっていただいて、現場でも、やはり急に熱が出た、でもシングルマザーの方からは、休めないからほんの二時間だけでも預ける場所がないかといつてばたばたしたこともあるという、時給制度で働いている方もそれで収入が減るという両立の悩みも様々聞いてまいりましたので、ぜひこれを広げることもしていただき、実質稼働できるように、そして、十一か所が登録しているというところで、ベビーシッターに直接関わる人も増やすような努力もしていただければと思いますので、今後もし子化対策について、二子以上が産みやすい環境になるように御努力をお願いしたいと思います。

次の再質問でございますが、女性活躍推進に向けて県がどのように取り組んでいくのかということではいろいろお話を伺いました。そして、休業しやすいというような、デジタルのこととか、男性の家事シェアとかもいろいろありましたが、特に青森県は一事業所が九人ぐらいという小規模事業者が多い中で、やはり現実には休めないとか、いろいろ環境が整わないなどというようなことが多く聞かれます。

そこで、従業員が必要なときに、これは男女ともですが、休業しやすい職場環境づくりに向けてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○副議長（寺田達也） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 県が令和五年度に実施しました県内企業の女性活躍推進に関する調査によりますと、男性が育児や介護のための休業を取得するに当たっての課題として、代替要員の確保が困難、休業中の賃金の保障、男性自身に育児・介護休業を取る意識がない、前例となる者がいないなどが挙げられております。

これらの課題に対応し、女性活躍を推進していくため、令和七年度か

ら新たに業務内容の見直しやアウトソーシングの活用など、代替職員の確保がなかなか困難な中小企業においても取り入れやすい対応策等を紹介するガイドブックを作成し、広く周知を図ることなどを行うこととしております。これらの取組によりまして、従業員が必要なときに休業しやすい職場環境づくりの促進に取り組んでいきます。

○副議長（寺田達也） 高畑議員。

○二十二番（高畑紀子） 今のような取組はぜひ進めていただき、休みを取りたいときに取るということは先ほどの子育て世代の人にも影響いたしますのでやっていただきたいのですが、やはり意識がない、前例がないと先ほどもおっしゃいました。そういう企業が多い中で、そういうことで社員の定着、福利厚生への定着でより働きやすい場になるということも、例えば商工会議所であったり、様々な商工団体と連携し、そこを理解するように進めていただきたいと思いますし、ガイドブックを作るだけではなく、配布するだけではなく、それに目を通して、より活用しやすい、これはいい制度だと思いうような意識改革にも今後力を注いでいただきたいと思いますので、よろしく願います。

最後に、不登校の子供支援、それから子供、若者の自殺対策など、やはり子供の取り巻く環境は非常に不安要素であったり、今後の将来の子供に心配なことがすぐあるなというのを改めて感じました。今日御紹介した不登校に触れようというイベントでは、やはり横の連携、自分たちはNPO法人で頑張っている、子ども食堂をやっていると言いながらも、こんなに同じような志の仲間がいるんだと気づいたいろんな団体の皆様がいらっしゃいました。そこには行政の方もいらっしゃって、行政と民間団体で連携したいけれども、こういう団体があるのかまだ把握できないからこのイベントに参加したという担当者もいらっしゃいました。やはり私たちの見えないところでもそういう支援をしている団体があるので、少しでも多くそういう情報を集めてSOSを出している子供たちに届くようにしていただきたいなというのを強く思います。本当に

市町村と県、そして民間団体の連携で困っている子供たちの支援をさらにしていただければと思います。

最後に、知事に質問させていただきます。今申し上げた、やはり子供を増やすに当たっても、不登校の子供たち、自殺をする、子供たちが非常に悩んでいる、それをどう今後さらに支援する、それとも、どういう思いがあるか一言所感をお聞かせください。よろしく願います。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

子供の数はこれからも減り続けます。私たちが今「青森モデル」と称して少子化対策で様々な対策をこれから矢継ぎ早に講じたとしても、十年、二十年の単位で子供の数というのは減っていくことは間違いないと。そのときに私たちが減っていく子供をマイノリティーとして扱うのか、それとも、減っていくからこそ一人一人を大切に育てられるのかというこの二つは大きな分かれ目だと思っています。私としては、少なくともこれから子供たち一人一人の未来、将来にわたって私たち大人が責任を持って育てる、そして教育をしていくということで県政として取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○副議長（寺田達也） 三十分間休憩いたします。

午後二時三十八分休憩

午後三時再開

○議長（丸井 裕） 休憩前に引き続き開会いたします。

一般質問を続行いたします。

十番 齊藤孝昭議員の登壇を許可いたします。――齊藤議員。

○十番（齊藤孝昭） 質問の前に、私からも今冬の大雪により被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げるとともに、昼夜を問わず除雪に

当たられた皆様の御苦勞に感謝申し上げます。

また、岩手県大船渡市で発生した山火事によって被害に遭われました皆様にもお見舞いを申し上げる次第であります。

青森県議会第三百二十一回定例会に当たり、オール青森を代表し、一般質問をさせていただきます。

まず、地方創生二・〇についてから質問をさせていただきます。

地方創生は、地域の持続可能な発展を目指し、地域内の人々がその土地で安心して暮らし、働き、育てることができる社会をつくり上げると定義し、その背景には、人口減少と地方からの人口流出が挙げられます。

政府は、地域を活性化する取組は一朝一夕にはいかず、長期的な視点で進めなければなりません。しかし、住民の不安を少しでも解消したいという思いから、どうしても政策の成果を短期的に追い求めてしまう傾向にあると感じています。一方で、長期の視点で政策を推し進めたとしても、成果が可視化しづらいということも地方創生の課題の一つと言えると思います。

また、東京一極集中も地方創生の実現を大きく阻み、人や企業が都市部に集まることで地域間の格差がさらに広がり、総務省が発表した令和六年の人口移動報告では、東京への転入超過が七万九千二百八十五人と、東京一極集中に歯止めがかかっておりません。一方で、令和六年の本県の転出超過は五千二百八十五人と報道されましたが、転出した人、二万二千二百五十五人に対し、転入した人、一万五千九百七十人となり、前年と比べるとその差が三百七十一人下回っています。このことは転出者の数に目が行きがちですが、転入者の数にも注目すべきです。本県の取組の成果と言つてよいのか、あるいは他に要因があるのか等、転入者の業種や住んだ地域、年齢やその理由を整理し、今後の政策や事業の改善、そして新規事業の参考にすべきと考えています。

さて、政府が打ち出した地方創生二・〇では、人口及び生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小して

も経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくとしています。そのためには一極集中をさらに進めるような政策を見直し、地域の経済、社会、これらを支える人材の力を最大限に引き出す政策を強化すること、若者や女性にも選ばれる職場や暮らしを実現する政策を進めると、都市と地方の新たな結びつき、人の往来を円滑化する政策の強化を掲げ、令和六年度の倍の令和七年度当初予算として二千三十三億円を計上しています。地方創生に取り組んでから十年、これまでの政策の検証に基づき、政府にはしっかりとした対応策を講じていただきたいと思います。

また、全国知事会での人口減克服への緊急宣言にあるとおり、急激な人口減少が進めば、医療、福祉、買物、教育など生活サービスの提供や、公共交通、インフラの維持管理が困難になると指摘していることも含み、私たちは宮下知事の下、行政と県民が一体となり、将来のあるべき姿に邁進すること、そして、次の世代によりよい青森県を引き継ぐことが必要と考えています。

そこで、地方創生二・〇の基本的な考え方に對する受け止めと、青森創生に向けた知事の意気込みについて伺います。

次は、エネルギー政策についてお聞きます。

その一点目は、第七次エネルギー基本計画についてであります。

政府は、我が国の電力政策の骨格となるエネルギー基本計画を三年に一度見直して、このたび次期計画の素案を示しています。その内容は、二〇四〇年度の発電量に占める電源構成の割合を、再生可能エネルギーが四割から五割程度、火力は三割から四割程度、原子力は二割程度にするとして、昨年度の再生可能エネルギーの割合は二二・九%ですから、ほぼ倍となりますので、政府として再生可能エネルギーを後押しする姿勢を一段と明確にした形と言えます。

また、原子力発電の位置づけも大きく変わり、再生可能エネルギーとともに最大限活用していくと大きく転換し、次世代型の原子炉の開発を

進めることも盛り込まれ、AIや半導体の普及などを背景に、今後、電力需要が増えるの見込まれる中、政府としては、脱炭素と電力の安定供給の両立を図るためには原子力の活用が欠かせないとの判断に至ったようであります。

さて、本県には原子力施設が多数誘致され、産業構造から地域経済、行政経営から人材育成等々、その恩恵は計り知れません。そのことを踏まえ、青森県における原子力政策が今後どのように変化し、進められていくのか、次期計画の行方に私は期待していますが、東北電力東通原子力発電所一号機の再稼働、電源開発大間原子力発電所及び東京電力東通原子力発電所一号機の工事再開が一日でも早く行われることを期待しています。

そこで、国のエネルギー基本計画の見直しに伴う県内原子力施設への影響について、県の見解を伺います。

今回の素案では、二〇四〇年度の電源構成で、先ほども申し上げましたが、再生可能エネルギーを最大限活用するとし、政府として再エネ導入拡大を後押ししていく姿勢を一段と明確にしています。そのことが本県における風力発電事業へどのような影響があるのか、本定例会に上程された再エネ条例案との兼ね合いはどうか、国のエネルギー基本計画の見直しを踏まえ、今後、再生可能エネルギーの導入拡大に県としてどのように取り組んでいくのか伺います。

エネルギー政策の二点目は、リサイクル燃料備蓄センターについてです。

昨年十一月六日に操業を開始したリサイクル燃料備蓄センターは、平成十二年十一月にむつ市が東京電力株式会社に対し立地可能性調査を要請して以来、二十四年の歳月を経て現在に至り、今後は事業を進める上で計画どおり事が進むのか、住民の信頼にどのように応えていくのかが重要になると思っています。

ところが、事業開始後の搬出・搬入計画が三年後の二〇二七年度まで

となり、その後の中長期計画を示さないことの理由の説明もありません。このことについては、宮下知事も中長期的な貯蔵計画を説明できるように要請していますし、山本むつ市長からも、中長期計画が示されることで、市の財政やまちづくりの計画をつくる上で財源の目安が分かり、具体性のある地域振興策を市民に説明できると話しています。

また、二棟目の貯蔵施設の建設計画及び着工のタイミングの説明がないことです。一棟目の貯蔵量がどうなれば二棟目の計画が示され、その工事がいつ着工し、いつ完成する計画なのか。

以上のことについて、県は事業者に対し、リサイクル燃料備蓄センターに係る使用済燃料の搬入及び搬出の中長期計画の早期提出を求めるとともに、二棟目の建設見通しを確認すべきと考えますが、県の見解をお伺いいたします。

エネルギー政策の三点目は、フュージョンエネルギーについてです。フュージョンエネルギーとは、軽い原子核を高温、高圧で融合させて重い原子核に変わる際に放出される核融合エネルギーのことで、太陽が絶えず輝いているのと同じ原理となります。また、核融合は、燃料一グラムで石油八トンに相当する膨大なエネルギーを得ることができ、さらにカーボンニュートラルで燃料源も豊富に存在することから、原子力とは異なる固有の安全性と環境保全性を有するという特徴があります。そして、実用化されれば、エネルギー問題と地球環境問題を根本的に解決するものと言われています。

さて、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構核融合エネルギー部門六ヶ所核融合研究所は、二〇二四年、昨年四月一日付で国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構六ヶ所フュージョンエネルギー研究所に名称が変更となりました。研究所では、核融合炉の材料開発に向けた加速器と呼ばれる装置の開発が最終段階に入っているようで、加速器としては世界最高強度を達成したと報道されました。この開発した技術は、中性子を発生させる装置「中性子源」に使われます。この技術開発

により、国内でも様々な整備構想があるようで、核融合研究だけでなく、製造業や医療、農業などへの活用も想定されています。

そこで、フュージョンエネルギーに関する県内研究機関の主な研究成果について。

あわせて、その研究成果を県内の産業振興につなげるための県の取組についてお伺いいたします。

次に、災害時の県と市町村の協力体制についてお聞きします。

一月四日、豪雪対策本部を設置、正月休み中ではありませんが、知事を筆頭に対応に当たられた職員の皆様や各方面の関係団体及び関係した全ての皆様に改めて感謝申し上げます。

さて、今回の災害対応で注目されたのが除排雪支援のマッチングであります。従来の災害対応では、各自治体が独立した行動により、それぞれの地域の状況を把握し、進めるものでありましたが、県が窓口となり、各地域の建設業協会などから除排雪支援に可能な支援を仲介したことであります。県のこの対応は評価が高く、災害時の広域的な応援体制に新しいヒントとなったと感じています。

現行制度では、平成三十年に策定された青森県災害時受援計画によって自治体間の応援体制が決められています。これは、災害対策基本法や防災基本計画で明確化された受援について、県内で大規模災害が発生した場合、県内外から広域的に人的・物的支援が必要となる場合の受援対策の実効性を確保するため、その体制等を事前に定めるもので、自治体間の支援はこの計画によって示されています。

しかし、民から民の受援体制を準備しているものではありませんので、今回の好事例を災害の種類によって対応できるよう研究することを提案いたします。

そこで、災害時に被災市町村への応援を迅速に行うため、平時から県と市町村で協力体制を構築しておく必要があると考えますが、県と県内四十市町村の協力体制についてお伺いいたします。

次は、災害備蓄についてです。

本年は阪神・淡路大震災から三十年を迎え、国を挙げ、そして、同時に各都道府県も防災、減災に対する取組をさらに強化することに進んでいます。

本県では、「Aomori 防災・減災強化 Action Program」を阪神・淡路大震災発災の日の一月十七日に公表し、そのプログラムは、自助の重要性を強調しながら、共助である避難所等の環境整備の向上に取り組むとしていますので、予想される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の懸念、東日本大震災の経験、能登半島地震での教訓などを生かし、さらには、近年発生が多い大雨災害等によりしっかり対応できるような準備をしなければなりません。

一方で、大規模な災害時は公助の力に全て頼ることは不可能であり、一定の場面までは自助、自分の身は自分で守るということを認識し、その準備を日頃からしておくことが重要であります。そして、共助です。それは、みんなで助け合い、生き延びる行動であります。場合によっては並行して行政からの助けとなる公助となり、被災者支援や復興支援と進みます。とは言うものの、災害は時と場所を選ばないため、地域や環境を考慮し、様々なシミュレーションを想定した行政による備えの充実が望まれています。

そこで、青森県災害備蓄指針の修正について、避難者が生き延びるための備蓄が重要であると考えますが、青森県災害備蓄指針を令和七年一月に修正した経緯と理由について伺いたいします。

次に、原子力災害に備えた備蓄物資の拡充についてであります。

自然災害と原子力災害が同時に発生した場合に備え、屋内退避の実効性を高めるため、避難所等における備蓄物資の拡充が必要と考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか伺いたいします。

次は、半導体・デジタル関連産業の企業誘致についてです。

令和六年度は、青森県と台湾が友好な協力関係となるよう、様々な覚

書が締結されました。台湾へは本県からリンゴや海産物の輸出が盛んで、遠くて近い友好国と言えます。過去には台北市政府教育局と教育交流に関する覚書を締結していますし、昨年末には高雄市と青森県、むつ市が共同で農水産品、観光、教育などの分野で覚書を締結し、半導体の分野でも協力する話合いがされ、同時に政府系シンクタンクと産学連携などに関する覚書を締結し、デジタル人材育成の推進やインターン交流など、デジタル分野での協力を進めることとしています。

さて、企業誘致について、半導体メーカーが望む幾つかの条件を紹介してみたいと思います。広大な土地があることは当然ですが、まずは水です。半導体の製造プロセスでは大量の純水が必要とされるため、水資源が豊富な地域は有利となります。次に電力です。安定した大容量の電力供給が必要となるため、その系統連携が可能なのか、そして、企業は税制上の優遇措置や助成金を受けられるのか、人材確保に有利な条件を持っているのか、サプライチェーンの整備、人や資材の輸送が容易にできるのか等が挙げられると思います。

以上のことを踏まえ、半導体・デジタル関連産業の企業誘致について、令和六年十二月に開催した台湾半導体関連企業説明会の概要について伺いたいします。

台湾高雄市は、半導体メーカー「TSMC」の受入れのため、四つの再生水プラントの建設や、超高圧変電所と関連施設の整備による安定した水と電力の確保、周辺道路の拡幅や高速道路のランプ増設などによる交通改善に取り組んだことをアピールしたと聞いています。さらに、高雄市議会が率先して関連自治条例を制定するなど、官民挙げて取り組んだことが誘致を成功させたとの報道されていますが、半導体・デジタル関連産業の誘致のため、県は今後どのように取り組んでいくのか伺いたします。

次に、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金についてであります。

県は、昨年十月から県内全小・中学校の給食費を無償とする予算を計上し、全国初となる全県一律の無償化を実現しました。当初は交付割合等に異議を申し立てる自治体があったものの、おおむね順調に子育て支援の施策につながったものと感じています。そして、本定例会ではさらに踏み込んで、市町村がより無償化政策を進めやすいよう、給食費以外の無償化についても交付率を十分の十とするなど、支援が拡充されます。また、食材価格の高騰等を踏まえた臨時的に単価を引き上げる対応も図るとしています。

また、昨年の全国知事会での宮下知事の発言は、子育て支援について、本来は全国どこで生まれても一律の支援を受けられることが望ましいと述べ、国が主体的に取り組むべきだと発言されています。そして、青森県での希望出生率が二・〇七であることに言及し、理想の実現には二十代から三十代の所得向上や経済的安定が重要であり、国が雇用や税制の面でも取り組むべきだと強調し、子育てが経済的リスクになる時代を脱却することで子供の豊かな生活を保障する時代に変革すべく、国に訴えたいと報道されています。

さて、学校給食費無償化については、今国会にて立憲民主党が主導し、日本維新の会、国民民主党がこれに賛同する形で法案を提出しています。こうした学校給食無償化法案に対し、石破首相は、給食未実施校や実施校でも喫食しない児童生徒には恩恵が及ばないといった公平性に加え、低所得世帯では既に無償化されているに伴う支援対象の妥当性、国と地方の役割分担や政策効果、法制面など考えられる課題を整理していくとし、法の成立に注目が集まっています。

学校給食無償化法案は、少子化対策や教育の平等性の向上を目指した画期的な取組であり、本県が先行してやってみせて成果を出しています。しかし、国会では財政負担や公平性をめぐる課題が依然として議論の焦点となっているようで、法案の成立には超党派での合意形成と財源確保の具体策も鍵となります。また、自治体との連携や実施体制の整備

も重要な課題と思われます。

そこで、全国知事会での宮下知事の発言と同様に、私も小・中学校の給食費の無償化は国が全国一律に実施すべきと考えますが、先進事例を持つ本県は、国に対してどのように実施を求めていくのか伺いたします。

次は、オンライン診療についてです。

平成三十年七月に施行された改正医療法に基づき、県は医療圏間の偏在是正による医師確保等を目的に、令和二年、医師確保計画を策定し、医師の偏在解消に取り組んでいます。

また、令和六年一月、県、弘前大学及び青森県立中央病院は、本県の地域医療の維持、確保に向けた医師派遣等に関する連携を目的に協定を締結していますが、この協定は、市町村などから寄せられる医師派遣の要望を共有し、三者で県全体の医療事情を勘案した上で、医師の派遣等について総合的に検討、調整し、より効果的な医師派遣や配置等につなげ、地域医療の維持、確保を目指すというものであります。

しかし、医師や診療科の偏在は解消に進んでいないのが実情だと思います。各地域で医師不足が深刻化し、病院や福祉機関の負担が増加している今、勤務時間の見直しやオンライン診療導入などの対策が重要ではないかと思っています。

遠隔医療やＩＴの導入は、地域の医師が不足していても都市部の専門医が診療を支援できる有効な手段で、画像伝送システムやオンライン上でのカンファレンスを活用すれば、離れた病院や診療所と連携して患者の状態を確認できます。周産期医療では、胎児の心拍モニターや超音波画像の送付も可能で、安全性の高い臨床を進める手助けになります。また、高齢や遠隔地に住んでいるため、通院が容易でない方々にはコミュニケーションツールとしてＩＴの利用も大切で、活用の仕方によっては病院からの定期的な連絡やデータ管理がしやすくなり、緊急時の対応が迅速に行われることになります。

一方で、新技術を活用する際には、十分な人材確保と現場の体制整備を同時に実施する必要がありますが、受け手になる病院側が支援を担えずに形だけのシステムに終わるおそれがありますので、医療が求められる現状を踏まえ、遠隔と対面を組み合わせて地域にサービスを提供できれば、多くの方にメリットがあると思います。

そこで、本県におけるオンライン診療の現状と課題について伺いたいします。

オンライン診療の導入による効果は前段で述べさせていただきましたが、医師が遠隔で質の高い医療を提供できることとして、ビデオ通話や画像共有があります。それは、患者の患部を確認しながらアドバイスするため、医療機関側の負担が軽減されるだけでなく、患者にとっても移動時間や経費を削減できる利点があることから、むつ総合病院にて既の実証済みであり、県内での水平展開を期待しています。また、AI診断を活用すれば、症状や画像から早期にリスクを見つけることも可能となります。一方で、これらのシステムを円滑に活用するには、通信インフラの整備や医師の研修、法律や制度の検討が重要になります。

そこで、医師や診療科の偏在が見られる本県において、オンライン診療がその対策として有効と考えますが、県はどのように取り組むのかお伺いいたします。

次は、自治体病院の経営状況についてです。

公立病院は、地域における公的医療機関として、地域医療の確保のため、重要な役割を担っていますが、医師や看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化などを背景とする環境が続いています。その経営状況は非常に厳しいものとなっています。また、公立病院は、地方公営企業として運営するため、独立採算を原則とする一方、地方公営企業法では、その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該地方公営企業の性格上、能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみ

を充てることが客観的に困難であると認められる経費について、所在する自治体の一般会計等において負担するものとされていますが、依然、経営改善に至っていない現状にあります。県は、この状況についてどのような所見をお持ちなのでしょうか。このままでは持続可能な県内の地域医療体制を確保することが困難となることが十分考えられます。

そこで、二点お聞きします。

一点目、自治体病院の経営状況に対する県の認識について。

二点目、自治体病院の経営改善に向けた県の取組について伺います。

次に、青森県教育改革有識者会議の提言に係る対応についてお聞きします。

青森県基本計画では、二〇四〇年のめざす姿として、「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を掲げ、その実現に向けて、子供たちがふるさと青森県に誇りと愛着を持ち、生まれた場所や家庭環境に左右されずに学び、成長できる環境づくりを進めていくことが重要であり、未来を担う子供たちのための教育は県政の最重要施策の一つとしていきます。

また、青森県教育施策の大綱では、本県の教育施策の基本的な方向性を明確にするとともに、知事と教育委員会が青森県の目指す教育を共有し、密接に連携しながら教育施策の総合的な推進を図るとし、大綱の策定に当たっては、青森県教育改革有識者会議からの提言を踏まえているとしています。

また、知事は、昨年五月に東洋経済の取材の中で、こう話しています。青森県の教育課題についての問いに対し、「現場で先生、保護者、子ども話を聞くとそれぞれに大変不満があり、昭和の教育から変わっていないのではないかと感じる人が多いです。一方で、子育てにおいては相対的な貧困が進み、親も子も孤立しており、温かい地域や家庭といった昭和にあったよい部分が失われているように思います。そのため、ま

ず必要なのは、子どもをもっと信頼すること。そして、子どもたちを真ん中に置いてその成長を支援する仕組みを、学校・家庭・地域が連携して作ること。これは全国的な課題かもしれませんが、今の青森県にとって重要な点であると考えています。とくに学校に最先端のテクノロジーや子どもたちに信頼を置いた教育プログラムが整っているとはいえません。子どもたちが大人になった時、今ある知識は古くなって使えなくなる可能性があります。だからこそ、必要なのは普遍的な知識を知恵に昇華させていく力。その力を育むためにも、チョーク&トークの一斉授業に留まらない、子どもが自ら問いを立てて学びを獲得していけるような環境を整えてあげたいなと思っています」と答えておりました。

さて、二〇四〇年を生きる今の子供たちのための教育について、青森県教育改革有識者会議提言書の冒頭のメッセージに、こう記載されています。「時代は大きく変化している。それに合わせて、教育の在り方も変化していく必要がある。そこで、将来の青森県を牽引し、未来を生き抜いていくこどもたちのために必要な教育の実現に向けて、具体的な提言を行う」。

私も同様に、今後、人口減少、少子化はさらに進むことを予測するからこそ、早急に現状を改善することが必要と考えています。

そこで、有識者会議から提言のあつた教育改革三つの柱と今後の検討課題についてお聞きます。

青森県教育改革有識者会議の三つの提言内容について、県教育委員会における、今年度、令和六年度の取組及び今後の対応について伺います。

次に、特殊詐欺等の未然防止対策についてです。

青森県の刑法犯の認知件数は、平成十四年をピークに、令和三年まで十九年間連続で減少していましたが、令和四年からは増加傾向となっていて、そのうち特殊詐欺被害が大幅に増加していることは紹介のとおりであります。

県警察及び青森県は、犯罪防止に向けた取組を実施しているのにもか

かわらず、近年、件数及び被害総額が増大していることに危機感を感じています。次は我が身と捉え、県民の安全と安心、そして生命と財産を守るため、積極的に踏み込んだ対策や施策が急務と考えています。

一方で、県警察や行政の取組に対し、県民の皆様の協力によって未然に防止された事例があることを忘れてはいけません。まずは令和六年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害の未然防止件数と主な事例について伺いします。

県では、第六次青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画や青森県犯罪のない安全・安心まちづくり条例によって犯罪防止の取組を実施し、成果を上げてきましたが、一向に減らない、あるいはさらに増加傾向にある詐欺被害をできる限り防止するため、県条例の改正、または特殊詐欺による被害を防止するための単独条例の制定を検討し、県民総出で対応を強化する必要があると私は考えています。

そこで、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺を防止するために、令和六年度中に行った取組について伺いいたします。

次に、青の焔めきあおもり国スポにおける市町村への財政支援についてお聞きます。

あおもり国スポ冬季大会まであと約一年、あおもり国スポ・障スポの本大会まで約一年半と迫り、本年からリハースアル大会が県内各地で開催予定となり、県では、大会を盛り上げるために、青のきらめき県民運動と称し、四つの基本目標と具体的な取組を紹介しています。

一つは、「君も一緒に大会を盛り上げよう!」、二つ目は、「来県者を熱い心でおもてなしましょう!」、三つ目は、「めいっばいスポーツを楽しもう!」、四つ目は、「来てよし、観てよし、食べてよし」な青森県の魅力を発信しよう!」です。このことから、国スポ開催による経済効果や本県の魅力の発信について全県を挙げて取り組む姿勢が感じられます。

一方で、大会運営交付金の額や人的資源の不足の課題について苦労し

ている自治体があるようです。また、一例ではありますが、機運醸成のためのPRグッズや学校観戦グッズ、応援グッズ、応援のぼり旗、歓迎装飾などでも補助が少なく、企業協賛を依頼するとしても会場内使用物品の企業名記載不可など制限が厳しい中、県では市町村に対し、それぞれの製作を奨励している状況ですから、県が一括発注し、製作から配布などを行うことで市町村の負担を軽減することができないのではないかと思います。

そこで、二点伺います。

一点目、青の煌めきあおもり国スポの各競技会を開催する市町村に対する財政支援の概要について。

二点目、競技別リハースル大会が本年開催されますが、国スポ本戦に向け、追加費用が必要となった場合、県はどのように市町村に対し支援していくのか伺いたします。

次に、スポーツ振興についてですが、今回は県主催の青森県民駅伝競走大会に絞り、お聞きします。

青森県民駅伝は、県民の一体感を盛り上げ、活力ある県勢の発展とスポーツの振興を図ることを目的に本年で三十三回目を迎え、陸奥湾一周駅伝から通算すると四十回を超える伝統ある大会と言えると思います。この間、市町村合併や新型コロナ、少子化や人口減少等のハンディを克服し、続けられてきたのも、青森県をはじめ、市町村の担当者及び県内の陸上競技関係者の皆様の大会にかける熱意、そして、何よりも県民の皆様の御理解と御協力のおかげと感謝しています。

さて、駅伝競走と言えば箱根駅伝と、毎年恒例の伝統行事のように全国の駅伝ファンが熱狂し、沿道には数万人もの人が応援に向かいます。本年も三人の県出身選手が出場、過去にもたくさんの県出身者を輩出しており、関係者や県民の期待に応えたことは記憶に新しいと思います。そして、その選手のほとんどが県民駅伝を経験した選手であることや、箱根駅伝に出場しなくても大学や実業団で活躍し、後に指導者として後

進の指導に当たる人、その経験をスタッフとして普及に当たる人など成果は絶大であり、県民駅伝は青森県になくてはならないスポーツ大会であると思っています。

また、かつて青森―東京間駅伝で青森県が第二回大会から第五回大会まで四連覇した経験から、長距離大国の再来を望む諸先輩方の努力と希望が県民駅伝を支えてきたことも忘れてはいけないと考えます。

一方で、近年は人口減少や少子化等の事情により、選手の選考や経費の面で苦勞している市町村が存在することもあり、運営側の工夫も含み、現状や事情に合わせたコースや区間の変更、運営方法等を改善していますが、来年は国スポ開催のため、一回中断することを契機に再構築することを考えてもよいのではないかと思います。

そこで、本県のスポーツ振興を図るためには県全体で盛り上がる青森県民駅伝競走大会を継続的に実施することが重要と考えますが、県教育委員会の考えをお伺いいたします。

最後に、下北ジオパークについてであります。

ジオパークとは、地球科学的意義のあるサイトや景観が保護され、教育や持続可能な開発の全てを含んだ総合的な考え方によつて管理された、一つにまとまったエリアのことを言います。そして、このたび日本ジオパーク委員会から二回目の再認定をいただき、次は世界ジオパーク認定へかじを切り、下北郡内の五市町村が取組をさらに進めようと動き出しています。

さて、下北ジオパークは、日本列島を形成する主要な四つの地質が全て集まる全国でも珍しい環境にあり、併せて三方を海に囲まれているため、特徴的な生態系を持ち、人々の暮らしや文化に影響を与えているとし、地質、自然、文化の見どころとして五十三のサイトを定めています。

現在、日本には日本ジオパーク委員会が認定した日本ジオパークが四十八地域あり、そのうち十地域がユネスコ世界ジオパークにも認定されています。そして、世界ジオパークの認定を二〇三二年度までに目指す

ためには、地質面で評価する国際的論文の発表や下北ジオパーク推進計画により、ジオツーリズムと言われる体制の整備が重要となります。また、来訪者がジオパークを訪れた際に、観光や学習に利用できる施設やサービスを整備することが求められています。そして、ジオパークの新規の審査の際の調査項目として、ジオサイトやジオパークの可視化、インフラや施設、ジオツーリズム、パートナーシップなどが挙げられており、これらの整備は各ジオパーク推進協議会の事務局、主に自治体予算を組んで担うことが多いとされ、審査を通過するためには、これらの整備を欠かすことができません。

下北ジオパークが世界ジオパーク認定となることは、青森県の観光資源としての開発と同時に、県のSDGsの取組の一環としても重要であり、世界遺産の指定を受けた白神山地や三内丸山遺跡と同様に県の関わりが必要ではないかと思っております。

そこで、下北ジオパークの活動に対して県の支援が必要と考えますが、県の考えを伺います。

以上、十三項目二十四点について質問をさせていただきました。知事並びに理事者の皆様には実効性のある答弁となりますことをお願い申し上げます。オール青森を代表しての質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 斉藤孝昭議員にお答えいたします。

私からは、まず、地方創生二・〇の基本的な考え方に對する受け止めと、青森創生に向けた意気込みについてお答えいたします。

国では、基本的な考え方の中で、地方創生二・〇は単なる地方の活性化策ではなく、日本の活力を取り戻す経済政策であるとし、本格的に取り込んでこなかった若者、女性にも選ばれる地方をつくることを主眼とする等の方向性を示しております。

その方向性は、青森県基本計画「青森新時代」への架け橋やおもり

創生総合戦略、こども・子育て「青森モデル」など、本県が国に先んじて示してきた様々なビジョンに合致するところが多いものと受け止めています。

私としては、これまでの十年間を踏まえた大胆な政策の実行を国に対して期待するとともに、青森創生に向け、県民の皆様との対話を重視し、若い世代が県内で十分な所得と働きがいを得られる魅力ある多様な仕事づくりや、安心して子供を産み育てられる環境づくりなどにより、県民一人一人が青森県に生まれてよかった、ここに住んでよかったと実感できる青森県づくりに挑戦してまいります。

続きまして、今後の再生可能エネルギーの導入拡大への取組についてお答えいたします。

第七次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーについて主力電源化を徹底し、最大限の導入を促すこととされ、二〇四〇年度におけるエネルギー需給の見通しとして、再生可能エネルギーの構成割合は四割から五割になると見込んでおります。

既に風力発電など再生可能エネルギーの立地拠点となっている本県においてもさらなる導入が見込まれますが、私としては、ゾーンングと合意形成手続のルールに基づき、将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史、文化等を保全しながら、持続可能な形で再生可能エネルギーの円滑な導入が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。次に、フュージョンエネルギーに関する県の取組についてお答えいたします。

量子科学技術研究開発機構六ヶ所フュージョンエネルギー研究所における研究成果には、リチウム回収技術やレアメタル精製技術など、フュージョンエネルギー以外の分野に展開、活用が可能なものがあり、現に県内企業との業務提携も進められております。

私は、このような本県の優位性を生かした企業の誘致や産業の集積に戦略的に取り組むことにより、新たな産業、雇用の創出や人材の県内定

着につなげるよう、GX青森を推進してまいります。

続きまして、青森県災害備蓄指針を令和七年一月に修正した経緯と理由についてお答えいたします。

去る一月十七日に公表した「Aomori防災・減災強化Action Program」では、避難所TKB向上Programとして、災害関連死をなくし、生活再建につなげるため、市町村と連携して避難所環境の向上に取り組むこととしております。

今回の青森県災害備蓄指針の修正については、これを具現化していくため、令和六年能登半島地震での教訓等を踏まえた国のレポート等に加え、被災地において支援活動を行っている有識者や市町村から意見を伺い、取りまとめたところであります。

続きまして、半導体・デジタル関連産業の誘致のため、県は今後どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

半導体・デジタル関連産業の誘致に向けては、土地、水、人材等といった本県の優位性をPRしながら、海外からの投資を促進するため、新たに台湾からの視察団招請や台湾現地へ企業誘致コーディネーターの配置を行うとともに、台湾を対象として立地環境プロモーションを実施してまいります。

また、人材育成に向けて、県内大学や県内立地企業と連携して、新たに半導体関連産業講座を開催いたします。

私は、若者が、未来を自由に描き、実現できる社会の実現に向けて、市町村と連携しながら、先頭に立つて半導体・デジタル関連産業の誘致に挑戦してまいります。

続きまして、青の煌めきあおもり国スポの各競技会を開催する市町村に対する財政支援の概要についてお答えいたします。

青の煌めきあおもり国スポ競技会開催に向けた市町村支援として、既存施設の改修については、対象経費の二分の一、臨時的に施設を整備する仮設については、対象経費の十分の十を補助する制度を令和二年度に

創設しております。

また、競技会等の運営費への市町村支援として、令和七年度からは競技別リハーサル大会運営に係る対象経費の二分の一を支援し、国スポを開催する令和八年度には、本大会の運営に係る対象経費の三分の二を支援することとしております。

このほか、デモンストラレーションスポーツの運営、競技会開催時に会場産品をPR、提供するなどのおもてなし及びオリンピックの聖火に当たる国スポの炬火のイベントに対する支援も行うこととしております。なお、競技会等の運営費への支援につきましては、昨今の物価高騰等も踏まえ、市町村の負担軽減が図られるよう適切に対応してきているところであります。

私からは以上です。

○議長（丸井 裕） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 自治体病院に係る御質問二点にお答えします。まず最初に、自治体病院の経営状況に対する県の認識についてでございます。

令和五年度決算では、県内市町村等が設置する二十二病院の総額で経常損益が三十五億三千七百万円の赤字、財政健全化法上の資金不足額が十九億三百万円となっており、前年度と比較いたしますと、経常損益は五十四億九千九百万円の減、財政健全化法上の資金不足額は十億五千万円の増となっております。

病院事業全体で見ますと、医業収益はコロナ禍前である令和元年度の水準に戻りつつありますが、新型コロナウイルス感染症患者病床確保交付金の大幅減に伴います医業外収益の減少と、物価高騰やベースアップによる医業費用の増加によりまして、令和五年度決算では四年ぶりの赤字となっております。ご了承ください。

患者数の減少や人件費の上昇、物価高騰など、自治体病院を取り巻く環境の厳しさは今後も継続するものと考えられ、予断を許さないものと

認識しております。

続きまして、経営改善に向けた県の取組についてであります。

総務省が令和四年三月に公表いたしました公立病院経営強化ガイドラインに基づき、全ての自治体病院が令和九年度を終期といたします経営強化プランを策定しております。経営損益の黒字化などを目標とし、各自治体病院が自主的に経営改善に向けた取組を進めているところであります。

県といたしましては、病院事業は、事業の経営に伴う収入により行われることが原則とされております。地方公営企業法の趣旨を踏まえながら、経営強化プランに掲げた取組が着実に実施されますよう、引き続きヒアリングの実施、あるいは研修会の開催などを通じて、経営改善に向けた取組を支援することとしております。

なお、総務省では、経営改善実行計画を策定し、収支改正に取り組む自治体病院の資金繰りを支援し、経営改善を促進するため、病院事業債の項目といたしまして、経営改善推進事業を令和七年度に創設しましたことから、県としても、資金不足が生じている自治体病院に対しましては、必要に応じて本制度の積極的な活用を働きかけていくこととしております。

○議長（丸井 裕） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 小・中学校の給食費の無償化について、県では国に対してどのように実施を求めているのかについてお答えいたします。

県では、学校給食費をはじめとする子育て費用の負担軽減については、子供が全国どこに生まれても一律の支援を受けられることが望ましいと考えております。

このため、県としましては、引き続き、国への重点施策提案や全国知事会をはじめとする様々な機会を捉えて、国による学校給食費の無償化の早期実現に向けて働きかけていきます。

○議長（丸井 裕） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 斉藤議員の御質問二点にお答えいたします。

まず、特殊詐欺等の未然防止対策についてです。

県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談は、令和五年度は計八千六件となっており、このうち特殊詐欺に関する相談は七百十四件と、全体の約九%となっています。

県では、消費生活センターや県警察、県弁護士会、業界団体など、消費者トラブルの解決に関わる四十三の機関、団体で構成する青森県消費者トラブル防止ネットワークを設置していますが、今年度はこれまで三回の会議を開催し、特殊詐欺を含む最新の相談受付状況や、県警察における特殊詐欺の認知状況等について情報共有するとともに、各機関と連携して注意喚起を行っております。

また、消費者教育の一環として、新聞やラジオ、広報誌などのほか、県消費生活センターのウェブサイトやSNS、県内各地に出向いての出前講座など、様々な広報媒体や機会を活用した啓発活動を展開しております。

次に、下北ジオパークの活動の推進についてお答えいたします。

平成二十八年に日本ジオパークネットワークに加盟認定され、本年一月二十七日に日本ジオパーク委員会において二回目の再認定を受けました下北ジオパークにつきましては、下北地域の五市町村等で構成する下北ジオパーク推進協議会が主体となっており、郷土愛の醸成や地域の価値（ブランド力）向上を目的に、様々な活動に取り組んでいます。

県では、これまで下北地域県民局が下北ジオパーク推進協議会の一員としてジオサイトの清掃活動等に参加してきたほか、下北半島ルートマップの作成、配布を通じ、ジオサイトを含む下北半島の魅力を情報発信してきたところです。

県としては、新設される下北地域連携事務所を窓口として、引き続き

関係部局が連携して下北ジオパーク推進協議会の活動を支援していきたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 御質問三点にお答えいたします。

まず、国のエネルギー基本計画の見直しに伴う県内原子力施設への影響についてであります。

第七次エネルギー基本計画においては、原子力について、再生可能エネルギーなどとともにエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源として最大限活用していく方針が示されたところであり、県内においても、原子力発電所の再稼働や建設工事などの動きが進んでいくことが想定されます。

また、核燃料サイクルの要である六ヶ所再処理工場については、その竣工に向け、審査対応の進捗管理や必要な人材確保などについて、官民一体で責任を持って取り組むことが明記され、国の一層の関与が示されたものと受け止めており、竣工に向けた取組が進むのではないかと考えています。

次に、リサイクル燃料備蓄センターに係る使用済燃料の搬入、搬出の中長期計画、二棟目の建設見通しを確認すべきことについてであります。

リサイクル燃料備蓄センターの二棟目も含めた搬入及び搬出の中長期計画について、五十年という貯蔵期間がある中で、まずはそういった計画を示していただくことが重要であり、そのことが県民の皆様の信頼の獲得にもつながっていくものと考えています。そのため、昨年十一月七日に事業者が操業開始を報告した際にも、リサイクル燃料貯蔵株式会社、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社に對し、できるだけ早く提示するよう知事からも求めたところであります。

また、昨年十二月二十四日の核燃料サイクル協議会におきましても、

武藤経済産業大臣から、事業者に対し、早期に示すよう指導する旨の回答をいただいております。早期に示されることを期待しております。

次に、フュージョンエネルギーに関する県内研究機関の主な研究成果についてであります。

量子科学技術研究開発機構（QST）六ヶ所フュージョンエネルギー研究所では、ITER計画を補完、支援するとともに、核融合原型炉に必要な技術基盤を確立するための幅広いアプローチ（BA）活動を行っており、核融合炉での熱の取り出しと燃料製造を行うブランケットの開発や、核融合炉の材料を開発するためのビーム加速器の製作、ITERの遠隔実験など、着実な成果を上げています。

また、これらの研究から開発された技術のうち、燃料製造に必要な高純度のリチウムを海水から低コストで回収する技術、二酸化炭素の排出を抑制してベリリウムを精製する技術が開発されました。令和五年には、これらの技術を早期に社会実装することを目指して、六ヶ所研究所発のベンチャー企業二社が誕生し、県内企業も巻き込んだ産業展開が期待されているところであります。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問二点についてお答えいたします。

まず、本県におけるオンライン診療の現状と課題についてお答えいたします。

厚生労働省が取りまとめています病院、診療所の施設基準の届出等受理状況一覧によりますと、令和六年七月一日現在の本県の情報通信機器を用いた診療に係る基準の届出施設数は六十二施設、全病院、診療所に占める割合は六・五％となっており、全国平均の一〇・九％よりも低い状況にあります。

また、昨年八月に県内の病院、診療所を対象にオンライン診療に関するアンケートを行ったところ、メリットとして、遠隔地の患者、通院困

難者が受診できる、院内が混雑せず、感染症予防の点でも有意であるなどの意見がある一方、診療科の特性上向いていない、対面診療で問題ない、正確な診断に支障があるなどの意見も見られました。

さらに、アンケートにおいて、オンライン診療の導入に財政支援を求める声が約七割の病院、診療所から聞かれており、導入費用の負担軽減が課題となっています。

次に、オンライン診療の県の取組についてお答えいたします。

本県は医師少数県であることや、僻地等の医療を受ける環境が厳しい地域が多いことなどから、オンライン診療を活用することにより、患者やその御家族の通院に係る負担が軽減されるとともに、様々な診療科の診療を受けられるなど、効果的に地域の住民に必要な医療を提供することができると考えています。

このため、これまで行ってきたオンライン診療の設備整備に対する補助について、令和七年度から補助率を十分の十に引き上げるなど、その取組を強化するとともに、新たに病院間の遠隔診療支援に対する補助や、僻地医療拠点病院と僻地診療所間で行うオンライン診療の実証事業に対する支援を行うなど、本県のオンライン診療を強力に、そして迅速に推進していくこととしています。

○議長（丸井 裕） 経済産業部長。

○経済産業部長（三浦雅彦） 台湾半導体関連企業説明会の概要についてお答えいたします。

半導体・デジタル関連産業は、地政学的リスクの顕在化や歴史的な円安、経済安全保障上の観点等により、国内外からの投資が拡大していることから、県では、半導体関連産業をターゲットに企業誘致活動を推進し、働く場の創出と人材の県内定着の促進に取り組んでいます。

令和六年十二月十三日、台北市内において開催した台湾半導体関連企業説明会には、台湾の半導体関連団体及び関連企業等に御参加いただきました。

本説明会では、本県の地域特性や優位性等に関する立地環境について知事がプレゼンテーションを行ったほか、半導体を含むデジタル分野の発展を支援する台湾の経済団体と人材育成等に関する協力覚書を新たに締結したところです。

○議長（丸井 裕） 危機管理局長。

○危機管理局長（豊島信幸） 御質問二点にお答えいたします。

まず、災害時の県と市町村の協力体制についてです。

県内で災害が発生し、被災市町村のみでは様々な対応が困難となった場合、対応可能な他の市町村が応援を行うことができるよう、県と四十市町村は市町村相互応援協定を締結しております。

応援の対象は、職員の派遣や資機材の提供のほか、避難者の受入れなど多岐にわたるため、市町村が円滑に応援、受援できるよう、体制の強化に努めてまいります。

続きまして、原子力災害に備えた備蓄物資の拡充についてでございます。

原子力災害発生のおそれがある場合、原子力発電所から五から三十キロメートルにいる住民は一定期間の屋内退避を求められ、その期間に備える生活物資の備蓄が必要となります。このため、県では、これまで国の交付金を活用しながら、放射線防護対策を講じた屋内退避施設に一定数の物資を配備してきたところでございます。

昨年十二月、国は、放射線防護対策を実施していない場合であっても孤立のおそれのある指定避難所等に対しては、備蓄物資を配備できるように要綱を改正したところでございます。

来年度からは、この交付金を活用し、また、今回修正した災害備蓄指針を踏まえ、市町村と連携の上、備蓄物資の品目及び数量の充実を進めていくこととしております。

○議長（丸井 裕） 国スポ・障スポ局長。

○国スポ・障スポ局長（出崎和夫） 青の煌めきあおもり国スポにおけ

る御質問のうち、競技別リハーサル大会を開催し、国スポに向け追加費用が必要となった場合の市町村支援についてお答えいたします。

本大会の競技会運営を支援する会場地市町村運営交付金は、競技運営に必要な備品、消耗品、仮設物及び業務委託に係る経費などを交付対象としています。

対象経費については、令和四年度から市町村及び競技団体に数回の経費調査を実施し、必要に応じて補助単価の改定等を行うとともに、競技会の円滑な運営を前提に各種経費の精査を行うなど市町村負担の節減となるよう、経費全体のスリム化も行ってきたところです。

これまでの経費調査や他県の開催状況視察によつて、市町村における経費把握が着実に進んできた中で、来年度に開催する競技別リハーサル大会を実施した結果なども踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問二点にお答えいたします。

まず、青森県教育改革有識者会議からの提言に対する今年度の取組及び今後の対応についてです。

県教育委員会では、令和五年度に青森県教育改革有識者会議から提言のあった教育改革の三つの柱等を踏まえ、総合教育会議において情報共有を図りながら、今年度は、一つ目、学校の働き方改革では、公立学校における教育改革支援事業やスクールサポートスタッフ配置事業等、二つ目、学びの環境アップデートでは、学校DXスタートアップ事業や「あおり創造学」プロジェクト事業等、三つ目、学校の経営力強化では、地域と学校とのパートナーシップ強化事業等に取り組んでおり、これらは着実に広まってきているところです。

さらに、今年度の提言において、教育改革三つの柱についての追加提言と、さらなる教育改革の推進に向けた基盤の強化が示されたことを踏まえ、令和七年度の事業を構築したところです。

県教育委員会としては、今年度の取組を着実に進めるとともに、県教育改革有識者会議からの提言や総合教育会議での議論を踏まえつつ、限りある人材や予算を効果的に活用しながら、さらなる教育改革の推進に取り組んでまいります。

次に、県民駅伝競走大会の継続実施に向けた考えについてお答えします。

県教育委員会では、県民の一体感を盛り上げ、活力ある県勢の発展とスポーツの振興を図ることを目的に、平成五年から青森県民駅伝競走大会を開催しております。本大会は、世代や地域を越えた交流が図られ、県民が一体となってスポーツに親しむ機会として定着しているほか、これまで福士加代子選手や其田健也選手など、国内外で活躍する選手も出場しております。

また、市町村から、昨今の人口減少に伴い選手確保に苦慮しているとの意見があったため、令和四年度からは両親の出身地または祖父母が居住している市町村から出場できるゆかりの選手や、同一地区の市町村から出場できる交流選手の制度を創設し、全市町村の参加が維持できるよう努めております。

県教育委員会としては、今後も市町村や関係団体からの意見に耳を傾け、課題の解決を図りながら本大会を継続して開催することで、県民のスポーツ意識の高揚とスポーツの振興を図ってまいりたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 警察本部長。

○警察本部長（小野寺健一） 特殊詐欺等の未然防止対策に関する御質問のうち、令和六年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害の未然防止件数と主な事例についてお答えいたします。

令和六年に県内において、コンビニエンスストアの店員や金融機関の職員、偶然居合わせた方などが機転を利かせて声かけなどをしたことにより、犯人への送金を未然に防止できた件数につきましては、特殊詐欺

が六十二件、SNS型投資・ロマンス詐欺が十八件となっております。

特殊詐欺の主な未然防止の事例は、コンビニエンスストアの店員が、高額な電子マネーを購入しようとする客に積極的な声をかけたことにより被害を防止したものの、金融機関の職員が、携帯電話をかけながらATMを操作している高齢者に声をかけて送金を阻止したものの、隣の席に偶然座っていた客が、電子マネーのコード番号を携帯電話に入力しようとしている高齢者の様子を見て不審に思い、声をかけて詐欺を看破したものとなっております。

SNS型投資・ロマンス詐欺の主な未然防止の事例は、コンビニエンスストアの店員が、ATMを利用しようとする客に積極的に声をかけて被害を防止したものの、金融機関の職員が、預金を解約しようとした客に解約理由を聞いて詐欺を看破したものとなっております。

次に、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺を防止するために、令和六年度中に県警察で行った取組についてお答えします。

令和六年度中に県警察が行った取組については、県警察防犯アプリ「まもリン」や県警察ホームページ、YouTube、エックス、インスタグラムに注意喚起資料等を掲載、生成AIを用いた注意喚起動画の制作と発信、報道機関に対し、被害認知時に具体的な手口等を発表、交番、駐在所が発行するミニ広報紙や自治体が発行する広報誌に広報文を掲載、防犯講話や防犯ボランティアと協働したスパーマーケット等での広報などの広報啓発活動のほか、新規事業として、幅広い世代が身近な媒体として利用するYouTube、エックスなどのSNSで注意喚起の広告を配信する取組、特殊詐欺等の被害者がコンビニエンスストアで電子マネーを購入しようとするときに、店員が購入客に声をかけや説得しやすいようにするための声かけ用チェックシート作成の取組を行っております。

県警察といたしましては、引き続き、県、事業者、金融機関、防犯ボランティア団体などの関係機関と連携した特殊詐欺等被害防止活動

を推進してまいります。

○議長（丸井 裕） 斉藤議員。

○十番（斉藤孝昭） 何点か再質問させていただきます。

初めに、地方創生についてですが、壇上でも申し上げましたが、青森県の転出超過人数が前年度に比べて三百七十一人減ったというデータが公表されていましたが、東京一極集中で関東圏にどんどん人が行っている中で青森県の転出超過人数が減っているということにちよつと注目しています。転出超過についての県の認識がどういうふうになっているのかをまずお知らせ願いたいと思います。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 今年一月に総務省が公表した令和六年の住民基本台帳人口移動報告によりますと、本県の人口移動の状況は、転出超過数が五千二百八十五人で、令和五年に比べると縮小しましたが、依然として大幅な転出超過となっています。

転出超過数五千二百八十五人の内訳を見ますと、十代、二十代の転出超過数が四千七百六十六人となっております。その背景として、都会への憧れなどの大都市志向、それから、希望する就職先が県内にないこと、また、性別役割分担意識などといったアンコンシャス・バイアスによる働きづらさ、暮らしにくさがあるものとアンケート調査等の結果から我々としては考えています。

○議長（丸井 裕） 斉藤議員。

○十番（斉藤孝昭） 若い人たちが関東圏に住む、仕事に行くということとは世の流れで仕方がないことかもしれませんが、また青森県に戻ってくるような魅力の発信とか、その仕組みをつくるのが転出超過を防ぐ対策になると思っていますので、県を挙げていろんな施策を展開していきますので、さらに転出超過の割合が少なくなっていくかは逆転するようないかなるようにならぬように、ぜひ皆さんと共に頑張っていきたいと思っていますので、よろしく願います。

そして、エネルギー政策について再質問したいと思います。

なぜか今日の朝の新聞にこんな記事がありました。アメリカのマーティン・エネルギー省元副長官が、東奥日報の取材に対して、こんなことを言っています。使用済燃料再処理工場や東北電力東通原子力発電所をはじめ、原子力施設が集中的に立地する青森県について、次の五十年、百年でますます重要になると。最後のくだりで、青森県は世界で最も重要な原子力立地地域だという話が記事になっていました。このことについて知事の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

関連して本記事について伺いたいということでしたので、私も記事を見させていただきました。御指摘のあったところは、アメリカのエネルギー省の元副長官のウィリアム・マーティンさんという方が言ったということなのですが、原子力施設が集中的に立地する本県は、次の五十年、百年でますます重要になるということと、記事の最後に、青森は世界で最も重要な原子力立地地域だと言ったが、それは今でも真実だというふうに確かになっております。

この記事の私自身の受け止めとしては、それがどうかしましたかというのが私の受け止めでありまして、というのは、アメリカの方が、あるいはアメリカが重要だというふうに認識したと、あるいはそのことに一喜一憂するというのは、いかにも戦後の米国隷従というか、従属というか、そういうような思考ではないかなと私自身は考えています。

我が国日本は、あくまでも独立国であります。アメリカ人、あるいはアメリカからどう評価されるかということよりも、むしろ大事なことは、日本国の一地域として、この青森県が日本の国家安全保障の要となるエネルギー政策に将来にわたってどう貢献していくのかということ、が私自身の関心事項であると。このように、この記事を問われたので、申し上げます。

以上です。

○議長（丸井 裕） 斉藤議員。

○十番（斉藤孝昭） 知事、とはいふものの、外部からある意味褒められたということには素直に喜びましょうというふうに私は思っていますので、いろんな意見はあるかも分かりませんが、しっかりと今後エネルギー政策について、青森県を挙げているなことをしていかなければならないと思っていますので、よろしく願います。

次に、オンライン診療について再質問します。

会派の視察で徳島に一月に行ってきましたが、徳島県も青森県と似たような状況になっていまして、徳島市が大きい市で、あと周りのほうは人口減少がさらに進んでいて、結構厳しい状態になっているという中で、オンライン診療と連携してですけれども、救急体制もオンラインを使って、救急車にモニターがついていまして、現場に急行したら、その患者さんの症状を病院にそのままモニターで伝えるという仕組みまで導入しておりました。当然、病院同士もやれていると聞いていましたけれども、私の目標は、やはり青森県で遠隔医療を積極的に進めて、できれば国に対して、地方に対して遠隔医療の青森モデルということまでつくることできれば、これはすばらしいことだなと思っていますので、どうか今後も遠隔医療に対する調査研究を進めていただいて、積極的に取り組んでいただければと思っていますけれども、知事の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

議員から御指摘いただいた地域のオンライン診療の在り方についても、私自身もよく存じ上げております。また、全国各地でこの分野は様々な先進事例があると私自身は考えておりまして、まず、そういう意味では、そういったところを取り入れることはもちろんのこと、本県特有の様々な課題があると思いますので、そうしたことを解決していくに当た

って、青森モデルと結果的に言ってもらえるように取り組んでいきたいと考えております。

また、このオンライン診療は、私自身も大変期待をしている取組であります。医師不足ということもありますし、また、医師だけではなくて、担い手不足を全県でカバーする唯一の方法ではないかと思っておりますので、今年一年大いに進めていく、また、迅速に進めていけるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（丸井 裕） 斉藤議員。

○十番（斉藤孝昭） 最後にもう一つ、特殊詐欺についてお聞きしたいと思います。

壇上でも申し上げましたが、条例を改正したり、または単独条例を新たにつくったりすることでこの詐欺が防止されるとは全然思っておりません。いろんな取組をして一件でも少なく、だまされる人が一人でも少なくなりたいというのが皆さんの願いなのは十分知っていますけれども、何とかして防ぎたいという観点から、もう一度条例の改正についてお聞きしますが、特殊詐欺による被害を防止するためということで青森県犯罪のない安全・安心まちづくり条例というのがあります、この改正、または詐欺防止のための単独条例を創設するという考え方について、知事部局及び県警察の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（丸井 裕） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 特殊詐欺の手口は、近年、巧妙化、多様化しております、特に最近ではSNSを通じて国内外で広域的な被害が発生しているほか、国外に大規模な詐欺グループの拠点が確認されるなど、自治体の枠を超えた対策が必要な状況となっております。

県としては、県警察をはじめとする各機関と連携した注意喚起や啓発活動を着実に進め、国の動向や他県の状況についても情報収集しながら、条例制定等の必要性も含め、県民の安全・安心を確保するための方

策を検討していきたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 警察本部長。

○警察本部長（小野寺健一） 県警察といたしましては、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害の防止のためには、自治体、事業者、金融機関、コンビニエンスストア、ボランティア団体等と連携し、社会全体として取り組んでいくことが必要であることから、御指摘の条例改正等の必要性も含め、関係部局と連携しながら、県民全体に特殊詐欺等の被害抑止についての取組が浸透していくような方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 以上をもって本日の議事は終了いたしました。明日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時三十分散会